

衆議院 商工委員會 議 録 第 九 号

平成九年四月十一日(金曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 武部 勤君

- 理事 小川 元君
- 理事 中山 成彬君
- 理事 遠藤 乙彦君
- 理事 大島 章宏君
- 理事 甘利 明君
- 理事 江渡 聡徳君
- 理事 奥田 幹生君
- 理事 龜井 善之君
- 理事 自見庄三郎君
- 理事 中山 太郎君
- 理事 船田 元君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 上田 勇君
- 理事 神田 厚君
- 理事 今田 保典君
- 理事 島津 尚純君
- 理事 中野 清君
- 理事 末松 義規君
- 理事 渡辺 周君
- 理事 横光 克彦君

- 理事 小此木八郎君
- 理事 茂木 敏充君
- 理事 西川太一郎君
- 理事 大森 猛君
- 理事 石原 伸晃君
- 理事 小澤 潔君
- 理事 加藤 卓二君
- 理事 岸田 文雄君
- 理事 中島洋次郎君
- 理事 林 義郎君
- 理事 村田敬次郎君
- 理事 石井 啓一君
- 理事 鍵田 節哉君
- 理事 古賀 正浩君
- 理事 島 聡君
- 理事 達増 拓也君
- 理事 吉田 治君
- 理事 松本 龍君
- 理事 吉井 英勝君
- 理事 前田 武志君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 石原 伸晃君
- 通商産業大臣官 廣瀬 勝貞君
- 通商産業大臣官 藤島 安之君
- 通商産業大臣官 渡辺 修君
- 通商産業省産業政策局長 渡辺 修君
- 通商産業省環境立地局長 稲川 泰弘君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 佐藤 信二君

- 通商産業省機械情報産業局長 中川 勝弘君
- 通商産業省生活産業局長 村田 成二君
- 工業技術院標準部長 田中 正躬君
- 資源エネルギー庁長官 江崎 格君
- 特許庁長官 荒井 寿光君
- 中小企業庁長官 石黒 正大君
- 中小企業庁次長 岩田 満泰君
- 中小企業庁計画部長 田島 秀雄君

委員外の出席者

- 法務大臣官房参事官 菊池 洋一君
- 大蔵省主税局税制第一課主税企画官 川北 力君
- 大蔵省証券局証券市場課長 柏木 茂雄君
- 文部省初等中等教育局職業教育課長 池田 大祐君
- 文部省学術国際局研究助成課長 遠藤 啓君
- 労働省職業安定局雇用政策課長 鈴木 直和君
- 商工委員会調査室長 安本 皓信君

委員の異動

四月十一日

- 辞任 河本 三郎君
- 補欠選任 江渡 聡徳君
- 辞任 鍵田 節哉君
- 補欠選任 今田 保典君
- 同日 吉田 治君
- 補欠選任 上田 勇君
- 辞任 江渡 聡徳君
- 補欠選任 河本 三郎君

- 上田 勇君
- 吉田 治君
- 今田 保典君
- 鍵田 節哉君

四月十日
電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
は本委員会に付託された。

四月十日
原子炉プルサーマル計画の福島原発導入反対に関する陳情書(福島市上浜町一〇の三八清野和彦(第一八八号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○武部委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中山太郎君。
○中山(太)委員 自民党の中山太郎でございますが、きょうは質問の機会を与えていただいて大変感謝を申し上げます。
今、当委員会に付託されております中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、この法律案が成立した後、こ

れからどういう形で現在の不況に悩む都市の中小企業者にこれが適用されていくか。
私は大阪出身でございますので、大阪の景気の状態というのは肌で感じておりますけれども、まず税金面で見ると、大阪府の法人住民税と法人事業税、これは平成元年では八千三百五十一億円、税収があつたわけですが、それが平成九年年度の当初では五千四百十五億円になっているわけですが、つまり三千億円弱下がつてきているということで、大阪府は赤字団体に転落する寸前の状態に入つてきた。
それは、二つ大きな原因があると思います。つまり、地場産業である家庭電器産業、例えば大阪の場合でしたら、北大阪に松下電器とか三洋とか、あるいは大阪の中部になります、シャープ、こういったところがございまして、泉州地域では繊維の産地がございました。
繊維の産地の方は、政府の繊維の登録制度というものがあつて、過去、十年ぐらい前まではこの登録制以外の業者の参入は認められなかった。ところが、登録制が廃止されるということになつて、自由に、境界線が外れてきた。そういうところで、一方では輸入の自由化が促進される。こういうことで、発展途上国からの繊維製品の追い上げで、輸入がもう大変な圧力になって地元繊維業界は非常に苦しみに追い込まれているわけです。
それで、電器産業の方は、どちらかというと、日本の経済の繁栄期に家庭電器製品をつくつて、高利潤を上げて、産業としては非常に成長してきた。ところが、それに関連する下請の部品メーカーというものが東大阪とか堺とかいろいろなところに点在しているわけです。この親会社である家庭電器産業というのは、円高になって、円が八十円台に入つた、八十九円ぐらいのところになつてく

ると、もう発展途上国へ工場を移転させる。現地法人をつくって、現地の人を雇って、最新鋭の設備を投資して、それで生産して、通産省の報告書では、カラーテレビなんかは今日百台のうち七十台ぐらいは輸入品が国内の市場を占拠しているというふうな状態になってきているわけで、従来の下請への親会社からの発注はその分減ってしまつたということになってきた。

こういう状況の中で、小さな家庭産業あるいは加工業をやっている人たちは、親会社からの注文はなくなってくる、輸入品はどんどん入ってくるというところで、すぐさま次の新しい自分の仕事というものをくり出す経験が今までなかったわけですから、そこでみんなが右往左往して流れを見ているというのが今日の状況であろうと思います。

一方では、大阪では商社がやはり繊維の扱いをしていましたから、これが中国あたりの土地を安く手当てして、産地のメーカーに現地会社をつくらせて、そこで労働賃金三十分の一ぐらいで繊維製品をつくって、どんどん輸入してくる。

こういったような状態が続いたために、地方自治体である大阪府も、府の税収が三千億円近い落ち込みを見るというところで、大阪の場合、失業率も全国の失業率よりも高いですね。それで、預金残高を平成元年と現在で比べてみると、預金残高だけでも四兆円目減りしている。貸し出しは、実に五兆円増加しているというふうな状況になってきております。

大阪というのは、通産省の出身の赤間文三という知事さんが、戦後、吉田総理とアデナウアー首相の間で話し合いが進められてマルク債というのをつくて、中小企業の町の大坂の臨海部を埋め立てて、そこで船からすぐに原材料を陸揚げして工場に入れて、製品をまた輸出するというシステムをやったために、大変厚長大型の産業も大阪府に生まれた。しかし、これが公害をまき散らしたために住民の反対運動に遭って、公害除去の問題が随分起こってきた。こういう経過をずつと踏

まえて、現在の大阪というのは、どちらかというところだんだん産業の規模自身が小さくなってきたような感じがいたしております。

そこで、この新しい法律を大阪府のような商工業中心のところでも適用する場合どうしたらいいかということを中心企業庁なんか聞いてみると、ピッツバーグ方式というのがあります。これは、ピッツバーグという製鉄で有名な町が、製鉄業が衰微して新しいベンチャーを起こしていく、そういうシステムで成功した町がある。こういうお話を聞いたものから、きょうは委員会でも、通産省と中小企業庁に対して、この法律案を成立させた後、この法律案に準備されている、既に予算は成立しているわけですから、予算は一体どれぐらい組まれているのか。

そして、円安になつても注文が余り来ない、輸出も余りきかない、つまり、アジアに行った企業も十分成長して、そこで最新鋭の設備をつくるのですから、円高、円安というのは余りもう関係なくなつてきている。こういう状況なので、逆輸入の現象が起こつてくるわけですね。

そういう中でピッツバーグ方式を、この法律の成立後、大阪でやるという場合に、具体的なケースとしてピッツバーグでやられた物づくりネットワークというのを通産省、中小企業庁は考へているわけですが、これはピッツバーグのケースを大阪に適用した場合、地方自治体としては大阪府がピッツバーグ市に当たる。その大阪の周辺には京阪奈学術研究都市という研究都市が京都と大阪と奈良県の境界線にできていますけれども、これは筑波と違って国立研究機関が移動したわけじゃない。民間の研究所といったようなものが集まつていて、一つぐらいですか、郵政省の基礎的研究所がある。そういったような研究都市もありまうけれども、大阪には、大阪府に四つ、戦後、工業試験所があった。それを総合的にやろうということ、和泉市というところに大阪府の府立の産業技術総合研究所というのができています。これが新しい産業の芽を育てる一つのセン

ターにならうとしていられるわけです。もう一つ、繊維産業が大変な打撃を受けて、やはり生地織りからファッション化していかないと利幅が出ない、こういったことで、通産省が繊維リソースセンターという構想をもう七、八年前になりまうか、出して、その一つが大阪の東大阪市というところになってきております。これは生地織りのところにいよいよデザインなんかを集めてきて付加価値を高めようという構想でいったのですけれども、実際つくつてみると、デザイナーというのはいくらも出てくる。大阪市内に集まってくる。不思議な現象があらわれてきた。

しかし、今回の場合に、例えばピッツバーグ方式を私なりにほめてみると、通産省の下に近畿通産局がある。それで大阪府がある。大阪府の大阪府立産業技術総合研究所というのがある。そうすると、大学というものがどうかというと、大阪大学とか大阪府立大学の工学部とか、大阪市立大学あるいは近大とか関大とかの工学部がある。そういうもの、研究機関がありますし、ほかに大阪市の商工会議所や各所に商工会議所がある。これをピッツバーグ方式でやたら一番うまくいくんじやないかと中小企業庁は考へておられるようですが、大阪をモデルにして、それじゃどういふふうにし組みを組めば、この新しいベンチャーという新しい産業というものを起こしていけるかというところを、モデル実験を一回きょうはしてもらつても必要なのではないか。

今年度組まれた八億円の予算ですか、それを全国で分配するの、あるいは極めて落ち込みのひどいところでこの問題は扱っていくのか。こういうところは、きょうは大臣大変お忙しいようですから、冒頭御発言をいたしまして、それで後は、大臣、次の本会議の趣旨説明があるようですから御退出いただいで結構でございますが、このほかに、佐藤大臣にお願いしたいことは、中小企業庁が出した年度の法案は、さまくその地域をネットワークすれば、ピッツバーグのように再生するだ

ろ、しかし、ピッツバーグで成功したからといって日本でやってみてうまくいくかどうかはわからない。それには人のネットワーク、頭脳集団のネットワークというの、それからコーディネーターをどうするのかと、役人がどの程度入つてやるのか、学者がやるのか、こういったことをきょうひとつここで正式に御答弁をいただいで、御答弁によつて私からまた改めて御質問を申し上げたい。通産省には大阪におられた方もたくさんおられますから、具体的に一体どうしたいのかということをお話をしたいと思ひます。これが一点。きょうは二つ質問します。

もう一つの方は、関西国際空港ができた、これは生鮮食料品から、周辺のアジアの国々からいろいろなものが入ってくる。そうすると、工業規格というのがヨーロッパとアメリカ、同一なんです。ね、大体、大体統一するように今動いています。技術者の資格試験もEUとアメリカは大体共通性を持たすようにしている。アジアの工業規格をこれから標準化している。こういうことで通産省は法案を用意していられますね。これが標準化してくると、垂直型の産業形態から水平分業型になっていくわけですが、アジアで、それが、空港とコンテナ輸送船によつて部品の往來が盛んになっていく。そういうふうな一つの新しい都市構造というものを通産行政の上からどう組み立てていくのか。

また、部品を、例えば韓国あるいは中国、台湾、香港、ベトナムあるいはタイといったところから、どの程度にどの工場でいつごろできるかといったような情報処理を、一体どこでやれば中小企業者はこの法律によつて恩恵を受けることができるのか、そのらの点をひとつ明確に御答弁をいただきたいと思ひます。どうせ法律案を出される以上は、仕組みを考えた上で法文をつくつて、それで国会へ提出されて予算を通しておられるわけですから、どういふふうな仕掛けをやつたらうまくいくと考へておられるのか、これをひとつ御

また、部品を、例えば韓国あるいは中国、台湾、香港、ベトナムあるいはタイといったところから、どの程度にどの工場でいつごろできるかといったような情報処理を、一体どこでやれば中小企業者はこの法律によつて恩恵を受けることができるのか、そのらの点をひとつ明確に御答弁をいただきたいと思ひます。どうせ法律案を出される以上は、仕組みを考えた上で法文をつくつて、それで国会へ提出されて予算を通しておられるわけですから、どういふふうな仕掛けをやつたらうまくいくと考へておられるのか、これをひとつ御

答弁願いたいと思います。

以上、二点です。

○佐藤國務大臣 自由民主党の長老であられる中山先生、日ごろから大変な博覧強記な先生というふうな尊敬申し上げておりました。きょう中山先生が質問なさるというので、実はどんな話だろうかと、思つて委員会室に來させてもらつたので、

大変直截的にこの法律について、非常にグローバルという大きい話で、私のような若輩がお答えするようなことと、ございませぬが、ただ、一つだけ言えますのは、今度のというが、実は今非常にこの予算という問題、財政構造改革ということ、予算、こういうものの財政支出を抑えようと。

今度ヒアリングがございました。そのとき、私の方も、対象は中小企業についての予算とエネルギー予算、これに対するヒアリングでございまして、私が申し上げたのは、確かに中小企業予算、平成九年度で千二百四十七億、こんな額では何にもできないというが、少ない。それを今までは少ないなりに、さらには細分化して全国にばらまらうというふうなことを申し上げて、これからやはり中小企業対策ということでもって本腰を入れていくならば、物づくりの方は、この間からお願ひした活性化法とか、そしてまたさよう願ひしているベンチャーに対するエンゼル税制、こういうものでもって支援するわけですが、同時に、やはり今の活性化法で町をつくるという、こういうふうな観点に立った場合には、通産省だけではできないんだ、総合的に、建設も自治省も全部が乗り込んでやらなければできないんだ、かように申し上げたわけでございますので、先ほどの九億円、どういふふうにするのか、大阪に幾ら回すのかというお話は、その今の私の答弁で御勘弁、ごんしく願ひしたいと思います。

いずれにいたしましても、これで日本の産業の基盤である中小企業、こういうものをやはり力を

つけないと、これから二十一世紀にわたつて日本の経済そのもの、日本という国が沈没するだろう、こうした危機感から、こうした政策また法律をお願ひしていることと、ございませぬ。

もう一つつけ加えますと、繊維というものに関しては、今先生御指摘のように、昔の時代と違つて、いわゆる大きな名のある会社というのは、看板だけは残つていても実質は繊維部門から撤退している。そしてまた、言われたように、商社も昔は大阪を中心として糸への商社というものが主流でございまして、それが自らも影を潜めてきたというところで、残つたのは本場に中小、こういうふうな方々でございませぬ。それだけにやはり難しい問題がございませぬので、今おつしやつたピッツバーグ方式が果たしていいのかどうか。

いずれにいたしましても、やはり意欲ある業界、意欲ある中小企業というものに関しては、それに対して力をかす、技術も貸す、あるいは金も貸す、人材も、こういうのが通産産業省のとるべき道ではないだろうか、かように思つております。あのことばは事務方の方から答弁させます。以上でございませぬ。ありがたうございませぬ。

○岩田(通)政府委員 お答えを申し上げます。御指摘の、ピッツバーグのケースを例に引かれての御質問でございませぬが、先生もう御案内と思ひますが、ピッツバーグと申しますのは、もともととUSスチールを初めといたします鉄鋼業の町として有名であつたわけでございますが、一九七〇年代から八〇年代にかけまして、この間に十一万人に及ぶような製造業における雇用の減少、あるいは人口が一割を超えて減るというふうないわゆる空洞化が現実のものとしてあらわれたわけでありませぬ。これに地域の人が危機感を持ちまして、対応しようということと、ございませぬ。

ピッツバーグが成功した一つの例として世に言われておりますのは、やはり地域の人たちが一緒になつて地域を再生させようという明確な目的意識をお持ちになつたということが、一つ極めて重要な要素として指摘をされております。

また、そうしたことに対応するために、地元の連邦政府、ペンシルバニア州でございませぬが、ペンシルバニア州が大変なイニシアチブをとつたということと同時に、それに対して、地域の産業界あるいは大学、それから公的な機関、ベンチャーキャピタルというふうなさまざまな機関が自発的にこのプロジェクトに協力をするネットワーク活動というものがとられたということであらうと思ひます。

同時に、ピッツバーグ大学とかカーネギー・メロンといった地元にある大学がこれに積極的に参加をし、もろもろの企業の創業支援とかあるいは新分野への進出を手伝うということと、ございませぬ。言つてみれば、地域にございませぬ資源を総動員して、それによりまして、例えば研究開発あるいは資金面の問題、あるいは生産、販売といったような企業活動のあらゆる側面を総合的に支援する仕組みを包括的に用意をするというふうなことが行われた点に特徴があるのではないかと考えております。

私ども、ピッツバーグのケースについて注目いたしますのは、シリコンバレーのケースのように、この方があるいは有名なケースかもしれないけれども、大学が主体になつて始められるというケースよりは、むしろ日本の風土というものを若干考えますと、やはりピッツバーグのような、州政府というものが旗振り役をされて、そしてそれに大学やあるいは産業界が一緒になつて仕事を、こういうあり方の方があるいはいふまけにいくことがあつてもいいなというふうな思ふ点がございます。

同時に、ピッツバーグが成功した内容としてございませぬのは、確かに州政府は首領をとりまして、かつこれに対して連邦政府も一定の支援をいたしておりますが、それは旗振り役を果たすと同時に、地元の人たちが展開をする事業について支援をするという立場をとつてございませぬ。主役はあくまで産業界あるいは地元の大学にあるというところが一つ重要なポイントではないかと思つて

おりました、そういうことに照らして考えますと、今御指摘の大阪ということと、ございませぬ。御指摘ございましたように、大阪産業界技術総合研究所という形で大阪府下の研究機関が統合をされたわけと、ございませぬ。私も知事にお招きをいただきまして、テープカットに参列をさせていただきます。かつまた内容についていろいろと御説明を受けました。単なる研究所ということではなくて、いわゆるインキュベーターとしての要素であるとか、あるいは研修施設でございませぬとか、もろもろ具体的に、機械をいじつていろいろな勉強ができるとか、あるいは高度なものについての計測を受けることができるとか、非常に総合的なサービスを用意されておるわけと、ございませぬ。

その意味におきまして、大阪大学、あるいは御指摘のように府立大学、市立大学、近畿大学、関西大学といったもろもろの大学は、関西の場合には非常に産学連携について熱心な大学が多うございませぬ。そういう意味で、こうした大学との連携を視野に入れつつ、地元の自治体あるいは首長の方々のイニシアチブを前提として、例えば大阪産業界技術総合研究所というところが一つの中核的な施設となつて、あるいは窓口となつて全体をネットワークをし、大阪、さらに広くは関西全体の産業界を取り込んで大きなネットワークをおつくりいただくというふうな一つの有力な方策なのではないかと、いふふうな考え、これまでも通産局などのレベルにおいても議論をさせていただいてきております。

これから、特に九年度以降、きょう願ひをいたしました法律を含めまして、あるいは集積法という法律をこの間成立させていたいただきましたので、それから、そうした新しく与えられました手段、あるいは九年度に新たにネットワークのための予算も一定のまとまつたものを用意することができました。こうしたネットワークづくりと、これらを活用いたしまして、こうしたネットワークづくりと、これらを活用いたしまして、具体的なものとして展開をしていければいいな、こんなふうな考えているところと、ございませぬ。

○田島政府委員 先ほど予算の話もございましたので、予算の点でございます。

ネットワーク形成の関連につきましては、平成九年度四十九億円の予算を計上いたしてございませぬ。先ほど先生御指摘くださいました八億円といひますのは、このうち、組合等が行う活動に対して御支援申し上げるものでございます。具体的には物づくりネットワーク支援ということでございまして、中小企業者同士の連携、支援機関の広域ネットワークといったものが有機的に形成されるように活用してまいりたいと思ひます。この予算につきましては国からの補助制度がございませぬが、国と県とで一对一で負担をしてまいりたい、こういうふうな考えでございます。

ネットワークの形成に対する支援と申しますのは、個々の事業者が単独で実施する事業に対する支援と違ひまして、既存の組織の枠組みを超えた新たな関係を形成していただくかやいけなというところであります。やはり人のつながりが大変大事でございます。先ほど御指摘ございましたコーディネーターの問題、あるいは研究者の方でどういふふうに御協力をいたしていくのかといったことも大変大事でございます。それなりに時間もかかる、すぐに一朝一夕にできることではございませぬので、地域の実情等々も配慮しながら継続的に支援をしてまいりたい、こういうふうな存じております。

○渡辺(修)政府委員 先生が御質問になられましたもう一つの論点でございます。関西空港の例を引かれまして、その周辺地域に東南アジアでの部品その他が逆輸入してくる、そういったことも踏まえてアジアの水平分業を一体どう考えるか、こういうもう一つの御質問がございました。

た大変立派な合意ができたわけでございます。これにのつとつてAPEC全体、とりわけ日本がその中心的な役割を果たしまして、各種の技術協力あるいは標準化、そういったことが行われておるわけでございます。

こうしたことが進んでいくことは、先生よく御案内のように、アジア地域の工業化が進展してまいりまして、アジア全体が経済が成長していき、それに伴って、当然のことながらアジアの人々の生活水準が上がりますけれども、同時に、その地域の工業化の過程で、日本からの各種の輸出あるいは投資、そういったものも状況を呈している。そういった姿で、基本的な考え方は、比較優位を保てるところで物が安くつくられて、それが全体として経済効果が上がっていく、こういうことが原則になるのだらうと思っております。これに伴って我が国の経済活動もアジアとともに活性化していく分野が多々あると思っております。

ただ、おっしゃるように、本来、比較優位で国内にも残れる産業が、国内の高コスト体質のために出ていなくなるのを、こういったことになると非常にぐあいが悪いものでございませぬから、既に昨年来、経済構造改革で高コスト体制を是正を行っております。そういった形をもって我が国の事業環境を整えていきたい、こういう考え方ののつとつて施策を進めていくところでございませぬ。

○中山(太)委員 残り時間がもうございませぬので締めくくりをさせていただきますけれども、今、大阪府の総合技術研究所、通産省が力を入れた織維リソースセンター、去年パソコン三十万台を予算で組んで入れられておりますね。それでネットワークを張るようになっている。

そういう中で、アジアのいわゆる部品情報というのを受け入れるシステムがないのです。これが大阪市内のワールドトレードセンターまで行かないとだれもわからない。大阪南部、それから東北部、北部とそれぞれありますけれども、そういう

ものが産地で情報をとれるように、そういうシステムをひとつぜひ通産省としては考えていただくことが、仏つくつて魂入れずといひますが、建屋はできても中身が十分機能しない。中小企業の方々というのは、全部、大学の工学部を出ている方ばかりではありませんから、なかなか大学の先生方に接触するのには、ジェネレーターという可能性が強い。そこらには、よほど優秀なコーディネーターを置くかどうかによつて、すべてこの法律は生かされるか死ぬかという結論になっていくのだらうと思ひます。

そういう意味で、きょうは大阪の例を申し上げましたけれども、恐らく全国のいろいろな地域でこういうふうなネットワークづくりがされていくのだらうと思ひますが、ぜひひとつ積極的に努力をしていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○武部委員長 次に、伊藤達也君。

○伊藤(達)委員 伊藤達也でございます。こして、二十一世紀を展望してダイナミックな国をつくり上げていくには今後どのような産業政策というものを実行しなければいけないのか、また、本法案の提出によつて、ベンチャー企業の育成にどのような貢献していくことになるのか、そういう問題意識を持ちながら質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、通産省にお伺いしたいのは、本法案によつて日本で初めてエンゼル税制というものが導入されるわけですが、通産省は、エンゼルとは一体何か、どういうものかというふうにとらえているのか、お伺いしたいというふうに思ひます。

るわけでありませぬ。これはアメリカ全体の新規雇用の約八割に当たる。ベンチャー企業が雇用吸収面においても非常に大きな役割を果たしてきたということがわかるわけでありませぬ。

こうしたベンチャー企業を支えてきたのが、実はエンゼルでありました。また、このエンゼルが進化してベンチャーキャピタルというものが誕生してきたわけでありませぬ。ベンチャー企業の起業家から見れば、スタートアップの大変難しい時期に資金を提供してくれる、そして経営のアドバイザーまでしてくれる個人投資家というのは、天使のように見える。したがって、これをエンゼルと恐らく呼んだのだらうというふうな思ひわけでありませぬが、日本では、このエンゼルという言葉はまだそれほど聞きなれた言葉ではないわけでありませぬ。

そこで、通産省はこのエンゼルというものをどういふふうにとらえられているのか、エンゼルに何を期待するのか、そして、なぜエンゼルというものを重要視しなければならぬのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 答えを申し上げます。今先生、御質問の中でお触れになりましたように、アメリカのベンチャービジネスの振興の上でのエンゼルの果たした役割というのは、大変大きいものでございます。特に、アメリカの創業期のベンチャー企業にとりましては、個人投資家がほとんどん投資をしてくれる。しかも、それに加えて、アメリカのいわゆるエンゼルと言われる個人投資家は、個人企業家である方はもちろんでございますけれども、弁護士であるとかあるいは公認会計士であるとか、そういったような、個人で大変知的水準の高い人たちがみずから投資をしながら、かつ、そういうベンチャー企業への経営に参画していく、あるいはアドバイザーする。そういったような形で非常に良循環が行われて、今おっしゃったような発展が行われてきた。こういうのがアメリカの実情であらうと思っております。

これに対して、我が国の場合でございますけれども、我が国のいわゆるエンゼルスと呼んでおるそういったベンチャー企業への個人投資家というものは、まだそういう意味ではアメリカに比べてまことに微々たるものでございますし、そういった層をこれから掘り起こしていかないと、いかに我が国の基本的な考えであるわけでございます。

ただ、御案内のように、一千二百兆円の預金を持つておるといふに言われておりますように、個人の資産家も含めて、個人の投資家というのは日本にも潜在層は相当あるわけでございます。こういう人たちに、ベンチャー企業というものが一体どういうものであるのか、それに対してどういう投資機会があるのか、そういったような情報をしっかりとまずお知らせいたして、かつまた、それに対して、エンゼルスと出会うような場を設け、さらに、そういった投資というものが税制その他各種施策によって十分安全なものがある、こういったような仕組みをつくっていくことによつて、現在は画然たる差がございますけれども、アメリカのベンチャー企業振興にエンゼルスが果たしたような役割というのを我が国でも振興していくことができないか、というのが我々のここ数年の考え方の基本にあるわけでございます。

今回、具体的な幾つかの施策はございますけれども、特に税制面で今御指摘のようなエンゼルス税制の創設を行つて、その着実な一歩を踏み出していった、こういうことでございます。

○伊藤(達)委員 今、渡辺局長の方から、アメリカのベンチャー振興に当たつてエンゼルスが果たしてきた役割が非常に大きい、そのような役割を日本でも担つてもらえるような、そういう個人投資家、エンゼルスというものを育成していきたい、こういうお話があつたわけでありませう。

アメリカの場合には、エンゼルスと言われる人たちが大体百万人以上いるわけでありまして、そして、この人たちが年間約二百億ドル、二兆円近い

投資をベンチャー企業にしていくわけでありませう。投資残高は二千億ドル、約二十兆円にも上るわけでありませう。投資案件が大体五万件。アメリカは年間八十万件ぐらいの企業が新しく起つてくると言われておりますから、そのうちの実に六％にエンゼルスが投資をして、そのうちのことになるわけでありませう。日本ではエンゼルの担い手として、具体的にどういふ人たちが想定されているのか、この点をお伺いしたいといふふうに思ひます。

そして、こういった潜在的なエンゼルの人たちが今後どれぐらいの投資をしていくことを期待しているのか、この点もあわせてお伺いをさせていただきます。

○渡辺(修)政府委員 まず、我が国において、いわゆるエンゼルの担い手としてどういふ人たちが想定しているか、こういう御質問でございますが、私どもが考えておりますのは、みずから事業経験を有するような各種の企業家、既に自分で一定の自営業を行つていたり、あるいは株式会社を経営したりしておられるけれども、同時に、さらに投資を行う余裕のある、そういった人々から事業経験を有する、あるいは事業を行つておられる、こういったような方が一つあるかと思ひます。

さらに、技術あるいは経営面について大変豊富な知識を持つておられる各種のコンサルタント、これは、特にサラリーマンを卒業されて技術経験あるいは経営ノウハウを持つておられる中高年層に最近そういう方が相当多いと思ひますけれども、こういったような人たちの活躍する分野も大変あるのではないかと、こんなふうに思つております。

さらに、一定の資産、収入等を有しておられるような者、先ほども申し上げましたが、一千二百兆円という個人預金があるわけでございますけれども、そういった資産家というのにも相当するのではないかと、しかも、それは全国に散らばつておられるではないかと、こういうことでございます。エンゼルスというものでベンチャー企業の投資とい

うの呼び込めないか、こういうことを考えておるわけでございます。

今、具体的に、そういう人たちがどのぐらいの投資がこれから期待されるのか、こういう定量的なお話、これは正直に申し上げまして、なかなか難しいと思ひます。必ずしも、これは定量的に今ここで答えできるような確たるものは持つておりませんが、アメリカと比べればまだまだおくれはありますが、日本での各種の民間のリサーチ、あるいはシンクタンク等がアメリカの実例等を調べながらいろいろ計算いたしましたところなどを参考にいたしてみますと、一千五百万を超える年収を持つておられる人が相当数、約六十万人いると思ひます。そういうことだ

らうと思ひます。一％として六千人でございますから、そういったような人たちが、各種の調査によりまして、アメリカなどでは一件当たり五百万円ぐらいの投資をするというケースが多いようございませう。そういったようなものを頭に置きながら努力をしていきたい、こんなところでございませう。

○伊藤(達)委員 六千人だと非常に寂しいものがありまして、アメリカは百万人以上でありますから、これはやはりもっと多くの方々にエンゼルスになっていただけるようにしていかなければいけない。そういう意味では、そういったエンゼルスといふものをどうやって育成していくのか、これは非常に重要なことと思ひます。

アメリカの平均的なエンゼルスというのは、年齢が大体五十歳前後、ある程度事業にめどをつけて実績を上げてきた人、年収が大体一千万から二千万円ぐらいの人たち、これが平均的な像ではないかと思ひます。今局長が触れられたように、一件当たりの投資額というのが大体二百万から五百万ぐらいではないかと思ひますし、大体四、五件に分散的な投資をしているというのが特徴的だといふふうに言われております。また、もう

一つ特徴的なのは、自宅から百マイル近いところにある企業に投資をしている。これは、その土地柄が非常にわかる、また自分の専門的な領域にかかわる企業に投資をして、そしてリスクをヘッジしていくという部分もあるのではないかと、いふふうに思ひます。

こういったことを考えていくと、潜在的なエンゼルの数というのは相当あるのではないかと。日本でも年収が一千万から二千万の人たちというのは、今お話がありましたように相当程度おられるわけでありませうが、そういう人たちがこれからの新しい企業に投資をしてみたい、投資をしていこう、こういうことが起つてくれば、これは相当にベンチャー企業を育成していくに当たつて大きな原動力になつてくると思ひます。

その中で、アメリカの場合にはリードエンゼルスというのが非常に大きな存在であります。先ほども局長が触れられたように、これは、ベンチャー企業を成功させて、その創業者利益を通じて自分も新しい企業に投資をしていこう、こういう人たちでありませう。日本では大体、九三年から九五年、これを調べてみますと、日本の店頭市場、新規公開の時価総額が百億円以上のオーナー企業が五十社ぐらいあつたといふふうに言われております。こういう人たちがリードエンゼルスになっていく可能性というのは非常に高いといふふうに思つておられるわけでありませうが、こういったエンゼルスといふものを育成していくために、これからどのような環境の整備やあるいは政策というものを打ち出していかなければならないのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。今エンゼルス育成していく上での施策は何かという御質問でございます。幾つかございますけれども、やはり一番の基本になる施策の軸足というのは、店頭市場の活性化という、つまりエンゼルスがこれから育つていく上での市場をつくっていくことではないかと私は思つておるわけでございます。

御案内のように、米国におきましてはNASD

AQという市場がございまして、ベンチャー企業が創業から五年程度で登録できるような市場として育っておりまして、創業期におけるエンゼルからの投資の促進の上で大変大きな役割を果たしているわけでございまして。

我が国におきましても、平成七年七月でございますけれども、店頭特則市場の創設というのを行いました。このときは伊藤先生にも大変御支援いただいた。こういうふうには私伺っておりますけれども、こういった店頭市場を創設いたしましたけれども、さらにこれを各方面に働きかけをいたしてまいりまして、これが具体的によりワークしやすいうように、さらにはその店頭市場の創設をさらに容易にし、かつまたそこにかかる各種の規制その他を緩和して、これが育っていくこと、これがもう一番の基本であろう、このように考えるわけでございまして。

○伊藤(達)委員 通産大臣がお見えになられましたので、大臣に御質問をさせていただきたいというふうに思います。

大臣はインターネットというものを利用されておられるでしょうか。インターネットを高度に利用できるソフトとして、ナビゲーターというソフトがございまして。このソフトは、ネットスケープという今世界でも大変注目をされている会社が開発をした商品であります。実は、この会社は一九九四年にイリノイ州立大学の学生であったマータ・アンドリーセンによって設立をされた会社でありました。それで、この会社は赤字であったのですけれども、たった十九カ月でNASDAQに株式公開をして、そしてこのアンドリーセンは年収は当時六百万円でありましたが、株式を公開することによって株価が一気にその日に二倍にはね上がって、そして持ち株が五十八億円に一日で大化けをした、二十四歳の若者が一日にして億万長者になった、こういう例が最近あったわけでありまして、そして、このネットスケープという会社は、九六年九月の売り上げを見ても、もう一億ドルを超えて、今も急激な勢いで成長をしてい

るわけであります。

このネットスケープの成功の舞台裏には、エンゼルの存在が非常に大きな存在としてありました。そしてこのエンゼルが、大変有名なベンチャーキャピタリストというものを引っ張ってきて、そのベンチャーキャピタリストがさらにこの会社の経営者のトップとしてフェデラル・エクスプレスの元社長にヘッドハンティングをしていく。さらには、マーケティングから財務の問題に至るまで全米のトップ企業の役員を引っ張ってきて、そしてこの会社の役員に配置をしていく、強力なプロフェッショナルのチームを用意したわけでありまして。

もしこのアンドリーセンのような学生が日本に存在をした場合に、同じようなことが今の環境の中で起こるのでしょうか。恐らく、ある程度のベンチャーの立ち上げの資金と仲間を募ることはできると思います。しかし、五年か十年かけてようやく中堅のソフト会社になっていく、それが関の出ではないか、それが今の日本の現実ではないかというふうに思います。この環境の差がベンチャー企業を創出していく日米の力の差になり、また、ひいては日本とアメリカの経済力の差になっていくのではないかと、私は思っています。

そういう意味では今回エンゼル税制を導入するということは大変意義深いことだと思えますが、それだけにどまらず、さらにいろいろな政策と、そのものを実現していかなければ、日本の産業構造を展開し、新しいベンチャー企業を育成していくことはできないというふうに思いますが、大臣としてどのようにお考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤国務大臣 中座して恐縮でございました。今、伊藤委員のお話をお聞きしながら、時代の変わりというか、まず年代の相違というものを感ずりました。

か、使っているかと言われると、私の場合は使っていないとお答えいたします。それは、あたくも今、今日になってこうした国際化ということでもって英語が世界の共通語になりつつある、あ若いときに勉強すればよかったなと思っても遅いという、それと同じように、やはり今時代の流れとしてはそうしたような流れになっているということですから、それに対する対応、日本においても、おこなわれていると思うならば、しなければいけないだろうと思えます。

それで、今言われるように、新しい企業ということで、実は構造改革計画、この中においても新しい業種、これの創出ということでも十五分野を決めてありますが、その中にも一番先に挙げられているものが電気通信分野であり、そして環境あるいは医療、福祉、大ざっぱに言えばこの三部門が最もおこなわれていると言えようと思います。それにはやはり、言うまでもなく資金の問題、そして技術の問題、人材、こういうものがうまくかみ合わない、新しいものは出てこないことは言うまでもありません。

特に今伊藤委員御指摘のこの分野というのは、まさにやはりこれから始める、いわゆるベンチャーという場合に、まず技術は持っている、人材もある、しかし資金がないということで、今回、エンゼル税制、こういうのももって、これも日本の考え方をすると、一般の篤志家が創業のときにお金を出す、こういうことでは、それだけではやはり企業として成功することはできない。こういうことで、後は、今も実は私が出席する前に御議論がありました店頭市場、こういうものの改革によって広く大衆から資金を得ることが必要だろう、かように思っております。

そういうことで、私の方は、今のお話のように、そしてまたアメリカの場合にはいろいろな背景も違いますが、ですから、必ずしもアメリカのように、一夜にして成功するアメリカン・ドリームのようにジャパン・ドリームというものができる

かどうか、これはやはりこれからのこうしたことに対するそうした人の面の意識の問題、また社会の意識というものが、この変革というものが相まなければならない、かように考えているわけでございまして。

○伊藤(達)委員 私は、どの世代にとってもこの国でジャパン・ドリームが見られるような、そういう国をつくり上げていきたいというふうに考えているわけですが、そこで、これからの質問の中で、今後どのような施策をベンチャー企業育成のために、新規事業を創出していくためにしていかなければいけないのか、そのことについて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今の大臣の答弁の中にも、あるいは先ほどの渡辺局長の御答弁の中にも、店頭市場の改革というものが必要なんだ、こういうお話がございました。私も、この三年間、この商工委員会においても、あるいは予算委員会においても、この店頭市場の改革というものを本当にやっつけていかなければいけないということを何度も要望し、そして質問もさせていただいたわけであります。

今、アメリカのNASDAQ、店頭市場は毎年五百社近い新しい会社が株式を公開をしております。そして、この市場というものは、もう既に東京の上場市場、ロンドンの市場をはるかに超えて世界第二番目の株式市場になっている。そういう意味では、日本の店頭市場とは比較にならない、こういう状況であります。そして、このアメリカのNASDAQは、ベンチャー企業を育成しているのに大きな役割を果たしているわけであります。

今、甘利先生がお見えでございますが、当委員会においても、甘利先生を初め多くの委員の先生方は、そして今日まで、通産省の関係の方々あるいは大蔵省の方々、そういう方々の御努力によって、この店頭市場の改革については、大変意識の面についてはその認識が広まってきたというふうに思いますが、まだまだ日本の店頭市場の状況を

考えると、これは思い切った改革というものを實現していかねばいけぬというふうに思っています。

私は、昨年の予算委員会の質問の中で、当時の通産大臣として大蔵大臣、また証券局長からもこれはやっていかねばいけぬんだ、そういう御答弁をいただくことができました。では、具体的にどのようにこの店頭市場を改革をしていかねばいけぬかというふうにお考えにならぬか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 先ほども若干触れましたように、この店頭市場の活性化を図り、そしてアメリカのNASDAQのような、ベンチャー企業が創業から五年程度で登録できるような市場としていくことは、創業期におけるエンゼルからの投資を促進する上で大変重要だ、こんな認識を持っておられます。

このため、通産省としては、これまでも平成七年の七月の店頭特別市場の創設等を初めとして、店頭市場の改革のために関係方面へ積極的に働きかけてまいっているところでございます。店頭市場の改革は進展しつつある、実はこんな認識を持っておられます。これからは店頭市場がベンチャー企業にとって活用しやすい市場となるよう、関係方面に対して積極的に働きかけていきたい、かように思っております。

○伊藤達委員 店頭市場を改革していくためには、今の御答弁にありましたように、これは関係の省庁に対して大臣が強力なリーダーシップを発揮をしていただいて、働きかけをしていただいで、実現をしていただきたいというふうにお考えになります。

本日は、大蔵省の担当者の方にもお見えをいただいておりますが、現在までの進捗状況、そして今大臣の御答弁にありましたように、この店頭市場の改革をやつていかねばいけぬ。私は、この日本の店頭市場が、一部、二部上場企業の補

完的な役割を果たしていく、何か二軍のような存在であつてはいけない、アメリカのNASDAQと同じように、上場市場と競争関係にあるようなふうにお考えになっておられますが、この点についていかがでしょうか。

○柏木説明員 たいま先生から店頭市場についての御質問をいただきました。先ほど通産大臣からも御答弁がありましたけれども、私どももいたしまして、店頭市場の重要性については全く同じ問題意識を持っております。

店頭市場につきましては、私どもとしましては、かねてから、成長産業による資金調達の場合に重要な役割を果たすものとして認識しておりまして、特に、二十一世紀の高齢化社会におきまして我が国経済の活力を保つていくためには、こういう次代を担う成長産業へ資金供給を図っていくというのには極めて重要なことだと思っております。こうした観点から、店頭市場はますます大きな役割を果たしていくことが期待されているわけでございます。

ただ、一方におきまして、店頭市場の現状につきましては、先生も御承知のとおり、株式公開後に流通量が乏しくなりました、取引リスクが大きくなるというケースが多くなるということが指摘されているわけでございます。したがって、店頭市場が期待された役割を十分に發揮していくためには、店頭市場の流通面での改善というのを図り、そのために機能向上策を講じていく必要があるということをお考えしております。したがって、そのためのさまざまな努力が行われてきていくところでございます。

具体的には、昨年二月でございますけれども、日本証券業協会におきまして、店頭市場の流通面の改善を図るため、信用取引や借り株制度を導入するという検討に着手いたしました。その後、具体的な措置につきまして関係者の間でいろいろ話し合いを進めてまいりまして、つい先月、本年の三月でございますけれども、これらを実施するた

めの要綱が日本証券業協会の理事会において決定されたところでございます。

今後、これらの措置ができるだけ早期に実施に移され、株式流通市場における需給の厚みと流動性が増すことにより、店頭市場の効率化、活性化が図られるということをお私どもも期待しております。

また、先生御指摘になりましたように、店頭市場につきましては、かねてから取引所市場等の補充としての位置づけとされているが、その位置づけでございます。このように位置づけにつきましては、その見直し、そもそも店頭市場のあり方そのものにつきましても、現在、証券取引審議会総会部会におきましていろいろな検討を加えているところでございまして、本年の六月にはその結論を得るということになっております。

○伊藤(達)委員 今の御答弁の内容、一日も早く実現に向けてぜひともさらなる御努力をお願いをしたいというふうにお考えです。

続いて、ストックオプションの問題についてお伺いをさせていただきますというふうにお考えです。ベンチャー企業が有能な人材を確保するため、平成七年の十一月に新規事業法を改正をして商法の特例としてストックオプションの制度が導入をされて、今日まで、たしか八十三の認定事業者のうち、十九の事業者がこの制度を導入しているというふうにお考えです。そして、近日中には株式を公開する、そういう事業者もあらわれてくるのではないかとお考えです。

この制度の導入に当たっては、現在の牧野事務次官が本委員会においても、このことを導入するに当たって、率直に言つて聞くも涙語るも涙、そういう経緯があつたんだ、こういう御答弁がございました。先ほどの大蔵省の担当者のお話を聞いていて、三年前の店頭市場の改革についての当時の担当者のやりとりと比べてみても、私も牧野事務次官と同じ思いがいたしているわけでありまして、この制度が導入をされて今日までの経緯を振

り返られて、通産大臣としてどのように評価をされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

さらに、エンゼルのすそ野を広げていくためにも、また日本の企業の活性化を促していくためにも、私は商法の特例措置をなくして、このストックオプションというものを一般的に導入をしていく、こういうことも必要ではないかというふうにお考えです。この点についても大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤国務大臣 今伊藤委員言われるように、これは大変長い歴史があるようでございます。今の牧野君の場合でも、次官になる前、産政局時代の国会答弁と思つておられます。

今御指摘のストックオプション制度の一般化については、三月末に発表された規制緩和推進計画において、「特定新規事業に関する新株有利発行制度の運用実態調査を行い、調査結果を踏まえて、ストックオプション制度の在り方等について検討に着手し、九年度中に結論を得て、法改正を経て十年度中の早期に導入する。」というふうには実は今申しした計画の中に入つておられるわけでございます。この制度の一般化は、企業の人材確保や、取締役や従業員に対する新しいインセンティブを与えるための方策として有効であり、経済の活性化にも寄与するもの、こんな認識も持っております。

そこで、問題なのは、こうした認識のもとに、規制緩和推進計画に従つて法務省と連携しながら新規事業法の運用実態調査などを着実に実施し、できるだけ早期にストックオプションが導入されるように努めてまいりたい、こういうことではございますが、御指摘のように、法務省というところでもって商法の改正をやる、今の委員の話は、そんなことは飛ばしてやれ、ところが、まだ日本の場合、仕組みもございまして、法治国家でございますので、その辺、非常に苦慮するわけでございますので、委員各位の御支援、御協力というものが、これをお願いするわけでございます。

○伊藤(達)委員 今法務省との連携というのが重要な点だ、こういうお話がございました。

実は、法務省の担当者の方に来ていただいたわけがありますので、お伺いをさせていただきたいわけですが、これは三月二十八日の閣議決定でも、平成十年度の早期に導入を図っていくんだ、こういう決定がなされているわけでありまして、これは全面解禁に向けて動き出しているんだ、こういうふうな理解をしていいの、その進捗状況についてお伺いをしたいというふうに思っています。

○菊池説明員 お答え申し上げます。

ただいま通産大臣の方から御紹介いただきましたとおり、政府の規制緩和推進計画の再改定におきまして、ストックオプション制度については九年度中に結論を得て、十年度の早期に導入するということになっているわけでございます。これは「ストックオプション制度の一般の導入」という事項名になっておりますが、その内容といえますか、意味するところは、株式会社であれば、どの会社でもストックオプションを利用することができるよう法制度の整備を図るとい趣旨でございます。そうなりますと、商法に必要な手当てをするというふうには私どもは考えておりまして、規制緩和推進計画に従いまして、九年度中には結論を得て所要の法律案を国会に御提出させていただきたい、そういうつもりで現在鋭意検討を進めているところでございます。

○伊藤(達)委員 これは大変重要な問題であり、これは国政の課題でもありますので、当委員会を通じてこの議論をさらに深めていきたいというふうに思っております。

続きまして、Sコーポレーションの問題について御質問をさせていただきたいと思っております。

渡辺局長、恐らくSコーポレーション、御理解をされているというふうには思いますが、アメリカでは、通常の会社であっても、法人税を課すのではなくて、出資者に対する所得税を課すSコーポレーションという税制上の優遇措置、優遇する制

度があり、百九十万もの企業がこの制度の適用を受けています。この制度を活用すれば、投資家がスタートアップ、創業期の企業に投資を行った場合、赤字であってもその分を投資家の所得と損益通算することができるため、創業期の企業から見れば、Sコーポレーションを選択することにより、投資家からの投資を受けやすくなっているわけでありまして。

我が国においても、新しい産業を創出していくためには、こうしたSコーポレーションのような制度を新たに導入をしていくことも私は必要ではないか、この点を私も提案をさせていただきたいわけですが、通産省としてこの問題をどのように考えておられるのか、お伺いをさせていただきますかと思っております。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今先生Sコーポレーションの例を引きまして、ベンチャー企業創出のための税制体系というのを考えてはいるか、こういう御指摘でございます。アメリカを初めとする各種の税制の制度につきましては我々もかなり幅広く勉強いたしておるわけでございます。先ほど来申し上げましたような基本的な考え方の一つとして、まず市場を創設し、それから資金を入れ、それで人材を育成し、技術を開発し、そして税制で投資家を導入する、こういう体系で考えておるわけでございます。それです、まず着手しましたのがエンゼル税制でございます。

ただ、おっしゃるように、法人税さらに所得税体系全体の中で、ベンチャー企業の創出、成長といった問題でさらにどういう問題があるのかという点については、先ほどの御指摘も含めて、さらなる勉強を続けてまいりたいと思っておりますけれども、まずは今回、今お願いしておりますエンゼル税制、これも実は税務当局とも相談いたしましたので、これは画期的なものだと我々も思っておりますので、これの円滑な運営、定着というものに全力を尽くしたい、このように考えておるわけでございます。

ます。

○伊藤(達)委員 先ほどの局長のお話の中にも、このエンゼルを育成していくためにはまず店頭市場の改革というものが必要なんだ。さらに私は、今お話もありましたように、やはり税制面の改革というものが非常に重要だ、そういう意味では、今回のエンゼル税制の導入というのは画期的なことだと思っております。

ただ、エンゼル税制だけで十分なのか、こういう議論があるわけでありまして、そういう意味では、このSコーポレーションのような制度をぜひこれからの新しい政策の中に視野として入れていただきたいというふうに思っています。

また、大蔵省の担当者の方、お見えてございますので、店頭市場の特則市場を開設してくれ、店頭市場を改革してくれ、さらにSコーポレーションのような制度を入れてくれというのは、もう矢張り早急のようでありまして、こういうものもぜひとも検討をさせていただきたいなというふうに思っております。お伺いすることができればというふうに思っています。

(委員長退席、小川委員長代理着席)

○川北説明員 Sコーポレーションについての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

アメリカのSコーポレーション制度、先生からも御指摘ございましたように、一定の条件に該当する小さな規模の法人の場合に、法人税ではなくて、株主の所得として所得税を課税するという仕組みでございます。日本の場合、非常に私法上の法人格というものを大事にした法人税の仕組みになっておりますので、法人単位の課税ということと、私どももいたしましては、いろいろなベンチャー企業への支援は、法人単位で法人税の租税特別措置というような形で支援を行ってきているというところでございます。

そもそも、Sコーポレーション制度につきましては日本の税制をどうするかということになります

と、所得税と法人税の兼ね合いということで大変大きな御提案でございます。今のところ、私どもの税制上の課題といたしましては、日本の場合、むしろ個人から法人になっていく法人成りが多い、個人の事業者が少なく、小さな規模の事業者が法人の形態を選ぶということが税制上どう考えるかということがこれまで大きな議論となっておりまして、そういう意味で、御指摘のお話は法人を個人と考えるということでございますので、そういった方向の議論がこれまで余り煮詰まってきたおらなかったという状況ではなからうかというふうに考えております。

今回のいわゆるエンゼル税制につきましては、現在の日本の税法の仕組みあるいは株式のキャピタルゲインの課税が分離課税をとっているということの前提のもとで、譲渡損を三年間先延べして繰り越していく、損益通算できるという形でございますので、現行の制度の中では、現行の税制を前提といたしますと、相当大きなインセンティブ措置になり得るものというふうに考えておるところでございます。

○伊藤(達)委員 私は、ベンチャー企業に投資をしていくに当たって、今お話もありましたけれども、これは大きなインセンティブを与えるものだというふうには思っております。そういう意味では、これからこの議論を深めていかなければいけないというふうに思っています。大蔵省当局においても、ぜひともこの辺について積極的な検討をお願いしておきたいというふうに思っています。

続きまして、マッチングシステムの問題についてお伺いをしたいと思います。

これもエンゼルを育成していくに当たって重要な視点でありまして、アメリカでは、エンゼルとベンチャー企業の起業家とのネットワークが非常に充実しているわけでありまして。例えば、大学を核として非営利組織が運営するコンピューターネットワークというものが、十以上アメリカの場合にはあるわけでありまして、日本では、こうしたネットワークづくり、マッチングシステム

の構築に向けてどのような取り組みをされているのか、通産省にお伺いしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答えを申し上げます。

今、もう既に先生よく御案内のように、アメリカでは、投資家の集まる場所が起業家と直接的な出会いが行われるようなマッチングシステム、それから投資家と起業家がコンピュータを通じてマッチングできるような方法、こういったような大きな動きがありますと二つに大別できるような形でマッチングシステムが動いております。特に、アメリカのコンピュータネットワークが発達いたしておりますので、例えばMITが運営するようなテクノロジー・キャピタル・ネットワークといったようなものが、大々的に今アメリカでネットワークでマッチングが行われておるわけでございます。

我が国におきましては、こういったことも頭に置きまして、平成七年の三月に中小企業事業団が中心になりまして、ベンチャーブラザやあるいはベンチャーリンクといったような名前前で、民間でベンチャー企業とそれからそれに投資を行う人たちとの出会いの場を創設したわけでございまして、昨年一年間でこういったような出会いの場を全体で十三回実施いたしておるわけでござい

ます。さらに、最近では、今の第二の形態、ディープレインといったような会社がございますけれども、こういった民間会社がインターネット上で構築しておりますネットワークを使いまして、幾つかの情報を提供し、出会いの場をつくらう、こういったようなものが現在動き始めておるわけでござい

ます。私どもは、先ほど申し上げましたように、この出会いの場、特に我が国の場合はエンゼルの掘り起こしというのが非常に重要でございますので、ベンチャー企業が今すぐと芽を出そうとしておるこの時期に、出会いの場、情報の提供、これに全力を尽くしたい、そういうことで環境整備を図っていききたいということでございまして、

これにつきまして、中小企業庁さらには産業政策局一緒になりまして全力を尽くしてまいりたいと思っておりますのでござい

○伊藤(達)委員 今のマッチングシステムの問題、これは非常に重要な問題であります。後ほどこの問題について掘り下げた質疑もあろうかと思

いますので、私は、次に産学連携の問題について、残り時間、質問をさせていただきたいというふうに思っております。たびたびになりますけれども、アメリカでは、大学で生まれた技術が産業界へ円滑に技術移転されてきたり、大学の先生や学生がベンチャー企業を起したりするなど、ベンチャー企業の創出に大きな役割を担っているわけであり

ます。一方、日本の場合には、大学で生まれた知的資産が有効に産業界へ移転しているというわけではありませぬし、また大学からベンチャー企業が次々生まれておる、こういう状況でもないわけであり

ます。これは、例えばアメリカの大学では、大学自体が特許を生み出したり、テクノロジー・ライセンス・オフィスと呼ばれる組織を有効に活用して大学に一定の収入が入る仕組みを構築して

いる。また、大学の先生にも、研究開発を進め、特許権を生み出した場合に一定の利益を得られるような制度になっておる。また、インセンティブシステムが確立している。また、大学の先生が企業で働いたり企業を起したりしやすい制度になっておる。ということが背景にあるというふうに思

います。これはもう御指摘のとおりでございます。よく言われておりますけれども、シリコンバレーの現在の状況というのは、アメリカのスタンフォードユニバーシティ、隣接しておりますが、これと

の一体的な、特にその大学の先生あるいはその卒業生、こういったようなものとの結びつきが今をつくったと言われている例から見られますように、大変重要だと思っております。私も、特に産学官の連携というものの重要性をこのところ強調いたしておるわけでござい

まして、昨年十二月に閣議決定いただきました経済構造の変革と創造のためのプログラムにおきましても、この点について、幾つかの直ちに実施すべきこと、さらに長期的に実施すべきことというのを指摘しておるわけでございます。

その中で、先ほど先生から御指摘のありました問題意識と全く軌を一にするわけでござい

ます。例えば国立試験研究機関、これの研究職が民間の企業の職員を兼務できる形にすることによって、彼らの持つおる知識というのをベンチャー企業のために活用する、こういったようなことができないかということで、既にこれは平成八年十月に通産省の所管の関係の国立試験研究所はそれを先行して実施したわけでございますけれども、先般の閣議決定に基づきまして、四月一日から、国立大学におきましての大学の教授が今言ったような形の兼業ができる姿にする、こういったようなことで既にこれに踏み切ったわけでござい

ます。さらに、我々いたしましたしましては、先ほど申し上げました、大学で研究開発を行った場合の研究

者あるいは大学、それが持つおる各種の知的所有権がござい

ます。この知的所有権をベンチャー企業がうまく活用できるような、その連携を図るための、運用でやられる部分が相当あると思

いますけれども、さらに制度的にこれをより改善することができないか、こういったようなところに着目いたしておるわけでございまして、この春には、さらに中期的な視点に立つて、各種の産学官連携の内容をプログラムの行動計画として打ち出すつもりでございます。その中に、文部省その他からも今随分お知恵をいただいております。関係各省、力を合わせまして、先生御指摘のような御趣旨の方向で思い切った一歩、二歩を踏み出していきたい、このように考えておるところでござい

○伊藤(達)委員 今、局長から文部省というお話

がございましたので、文部省の担当者の方にも来

ていただいているというふうに思いますが、今お

話がありまして、また、私先ほど質問をさせていたように、アメリカの場合には、新しい技術を開発すれば、その技術を、ライセンス・オフィスというものがあって、リエゾン・オフィスと

人の収入になるということになっておるわけでございまして、それを一律に大学等に還元するということになりますと、やや難しい問題があると考へております。また、国有特許の場合には、発明者に対して発明補償金が支払われることとなっておりまして、その余は国の収入となるという状況でございますが、実際問題といたしまして、国の収入実績というものは余り上がっていないという状況にあるわけでございます。

しかしながら、御指摘の問題につきましては、私どもも重要な問題と考えております。本年三月、産学連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議から御報告をいただいておりますが、その報告におきましても、大学の特許等の知的財産から生じたロイヤルティー収入を大学の教育研究活動等に還元するための具体的な方策について検討する必要があるという御指摘をいただいております。

私どももいたしまして、関係省庁と連絡をとりながら、種々の方策について検討していきたいと存じておるところでございます。

○伊藤(達)委員 今、前向きなお話があったわけでありませうけれども、アメリカのベンチャーキャピタリストから見れば、日本の大学あるいは研究機関というのは新しいビジネスを起さしていく種に満ちあふれているのだ、こういう話があるわけでありませう。しかし、そういうような種があつても、それを事業にしていくなかなかないわけでありませう。これをつくり出していくことが非常に私には重要ではないかというふうに思っています。

先ほど、特別会計の問題についても文部省の方からお触れになられました。そういう意味では、大学で新しい技術を開発をするとの懐に入っていくわけですが、余りそういう収入がないんだ、こういうお話であります。これは、大学で新しい技術を開発をして、それが非常に価値あるものであれば、国の会計に戻すのではなくて、その大学に直接戻すような仕組みに大きく変えていかなければいけません。

ればいけないのではないかと、そのことがインセンティブとして働いていくことにつながっていくというふうには私は思っております。特にこの点についても、文部省の方にはぜひよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

さらに、知的所有権の問題から特許の問題に移らせていただいても、質問をさせていただきたいというふうに思っています。

現在、六十四万件ある特許のうち四十五万件が未使用特許、休眠特許であるわけですが、こういった特許も新しいベンチャーを起さしていく種やあるいは大きなきっかけになり得るのではないかと、この仕組みのままで本当にそういうことに資するような形になるのか、新しい仕組み、新しい工夫というものを導入して、この特許というものを幅広く利用できるような、そういうものに変えていくということが必要ではないかというふうに思っています。この点についてはいかがでしょうか。

○荒井政府委員 先生御指摘のとおり、我が国には、特許権は取得されておりますが、事業化には結びついていないという休眠特許が多く存在しております。特許情報は宝の山だとも言われておりまして、こういう休眠特許を中小企業が活用して事業化を図っていくことは、企業の技術力向上にとりまして、新規産業、ベンチャービジネスの創出のためにも、極めて有効だと思っております。

特許庁では、休眠特許を有効に活用して特許市場をつくり上げるということが必要と考えておりまして、本年度から、特許流通データベースの整備、特許流通フェアの開催、特許マップの作成、特許流通アドバイザーの派遣など、いろいろな事業を実施して、何とか効果を上げていきたいと考えております。

先生の御指摘も踏まえまして、施策の一層の推進に努力してまいります。

○伊藤(達)委員 残り時間もあとわずかになって

まいりましたので、通産大臣に最後にまとめて御質問をさせていただきたい、締めくくりの質問をさせていただきますというふうに思っています。

貴重な時間を一時間いただけて、私からは、エンゼルというのはどういうものなのか、なぜ日本のベンチャー企業育成に当たってエンゼルというものを重要視していかなければならないのか、そして、このエンゼルというものを育成していくために何をしなければいけないのか、こういうことについての今までの質問をさせていただいたわけでありませう。具体的には、店頭市場の改革も必要だ、エンゼル税制というものが導入されたけれども、さらなる税制の改革にも取り組んでいかなければいけない、ストックオプションの問題もあればいけない、ストックオプションの問題もあればいけない、そういう仕組みというものをつくっていくかなければいけない、こういうお話をさせていただきます。

私は、一九九四年以降、アメリカと日本の経済力があるだけ差が開いてしまったのはどういう理由があるのかというところを最近よく考えております。私は、こういう差が出てしまったのは、景気後退、リセッションのときの対応に大きな差があつたのではないかなというふうに思っているわけでありませう。

アメリカは、ブラックマンデーが起きた八七年以降、実は、今話題になつておりますエンゼルやあるいはベンチャーキャピタルというものが非常に活発に活動して、新しい産業というものを生み出してきて、そこに果敢に投資をしまつてまいりました。そのことによって、この七年間、メガベンチャーと呼ばれるような、そういう企業というものが次々と輩出をされてきているわけでありませう。そういう意味では、アメリカのベンチャーブームのスタートはブラックマンデー以降にあって、一方では日本ではどうかというふうに考へてみると、日本の場合には、この時期に、どちらかというとベンチャーキャピタルもほとんど休眠状態になつてしまつています。全体的なムードが、何か新しいことをするよりも、ダウンサイジングをして、リストラをして身軽になりましてしまつたのではないかと、この時間を過ごしてきてしまつたのではないかと、この点を差に感じております。

アメリカの中では、例えばマイクロソフトやインテックという会社は、もう既に売り上げが一兆円を超える、こういう企業に育つてきているわけでありませう。これは、日本のNECやトヨタを超える会社がこの七年間にアメリカでは現実には生み出されてきた、こういうことではないかというふうに思っています。

さらに、アメリカのこの七年間、成長した産業を調べてみますと、例えば製造業においては、この七年間の年平均として、半導体は一五・四％、医療器具は七・九％、電子医療装置は七・一％、医薬品は七・一％、プリント基板は六・八％、年平均で成長しています。また、サービス産業を見ても、衛星ビジネスは何と四四・三％、電子情報サービスは三六・一％、データ処理サービスは一・九・六％、健康サービスは一・一・五％、音楽ソフト製造は一・二％という驚異的な勢いで成長しているわけですね。こういった産業の担い手は、大企業ではなくてベンチャー企業なわけでありませう。

そういう意味では、私は、相当なスピード感を持って、新しい産業を起さしていくための具体的な政策というものを実行していかなければいけないというふうに思っているわけでありませう。通産大臣から、最後にこの点も含めて、今後の産業政策の展開、新しい事業をどうやって起こしていったらいいのか、その決意をお伺いをできればというふうに思っています。

○佐藤国務大臣 伊藤委員御指摘のように、また、先ほどからの質疑を聞いていて、いろいろな示唆に富む話が出まして、大変いい勉強になります。

した。

今御指摘のように、大競争時代、こういうことを迎える中で、深刻化しているのが我が国の雇用や空洞化の問題であります。そういうことで、良質な雇用機会を確保していくため、こういうことで、経済構造改革、そういうものもプログラムをつくってこれから実行計画でやりますが、その中の一環としては、こうしたベンチャー企業、こういうものでもって新たな産業というものをつくり出そう、こういうわけでございます。

今おっしゃいますように、私自身が申しましたように、これから新しい十五分野、その中においては、非常にベンチャー的な要素というか、これによって伸びていくであろうという企業という産業が多いわけでございます。そういうことで、これからは、先ほど申し上げましたように、資金と技術力そして人材、これをうまく組み合わせなければ、あらゆるものができないということ、特に、資金という面においては、ベンチャー税制も必要ですが、店頭特別市場の創設だとか、それからストックオプション制度の導入、こういう面でもって総合的に支援していきたいと思っております。

そして、こういう中において、エンゼル税制は、こうした基本的認識のもと、資金調達の困難な創業期ということで、この中に豊富な民間資金を導入していくということで、スタートとなりまして、それから最も大事だということでございまして、こういうことでもって、先ほど申しましたように、これからの将来というものは、私たちの方で閣議決定し、そして今進めております経済構造改革、これを誠実に実行することによって、こうしたベンチャービジネスの環境整備にもまたつながる、かように考えております。

○伊藤(達)委員 ありがとうございます。これにて質問を終わらせていただきます。

○小川委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新進党の石井啓一でございます。

まず最初に、今回、法案提出の背景でございます。中小企業の現状について、大臣にお尋ねをしたいと思います。

中小企業、特に中小の製造業、この開業率、廃業率のデータ、この推移を見ますと、昭和四十年代初頭におきましては、開業率六%、廃業率二・五%程度であったものが、その後、開業率はどんどん長期低落傾向といいますが、だんだん少なくなつて、一方、廃業率の方は最近少しふえておりまして、平成元年以降は廃業率が開業率を上回っている事態になっております。平成三年から六年の間の数値を見ますと、開業率が三・一%に対して廃業率は四・五%、こういう状況でございます。

言うまでもなく、我が国の産業を支えてきたのは製造業、とりわけ中小の製造業が下支えをしてきたわけでありすけれども、このような、廃業率の方が上回るようになった、こういう事態が続きますと、製造業の基盤が崩れかねない、こういう憂慮すべき事態であると私は考えます。

そこで、大臣のこういった状況に対する御見解と、その原因についてどういうふうな認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 石井委員にお答えいたしますが、今御指摘のように、全産業の開業率は、近年やや持ち直しが見られるものの、長期的には低下傾向にあり、一方、廃業率は上昇傾向に推移しております。平成元年から平成三年の間に初めていわれる開業率と廃業率というものが逆転して、廃業率の方が開業率を上回る、こういう状況が続いてきております。特に、製造業においては近年さらに開業率の差が開いておりまして、創業をめぐる環境というものは非常に厳しいものになってい、実はこんな認識を持っております。

その原因ということにつきましては、平成八年版の中小企業白書で分析しておりますが、その中においては、自己資金の不足や借入が困難になった資金面の問題、必要な技術、知識を持つ人材、

こういうものの確保が困難となっている、また販売先、受注先の確保といった取引面など、いろいろな点で創業者が厳しい状況に置かれる、こういうふうな考えられる、かように分析しております。

いずれにいたしましても、我が国経済の現状としては、開業率の低下により我が国経済の活力が損なわれているということが懸念されている状況であるという認識は強うございます。

○石井(啓)委員 今、原因の中で、資金、人材、あるいは販売先、受注先等の減少、こういうお話がございました。

特に、その中の人材という面でお伺いをしたいと思います。これは先般の特定産業集積活性化法の議論の中でも随分御議論をいただいたところでありまして、中小製造業の大きな悩みの一つはやはり後継者不足ということでありまして、後継者がいないためにもやむを得ず廃業せざるを得ない、こういうところもたくさんございます。また、三Kなどと言われる若者がなかなか製造業の現場に寄りつかない、そういう構造的な問題もございまして。

ところが、製造業の発展を支えてきたのは、物づくりの名人と言われるような職人さんの腕が大きな力になってきたという現実があるわけでございまして、私が懸念しますのは、いわゆる技術というものは記録をして後世に残せるものでありますけれども、技能というものは記録として残せないもので、これはもう人から人に伝授するという性質のものでありますから、後継者がいないということとはその技能が途絶えてしまうということになりかねない、一度途絶えたものはなかなか復活するのは難しい、こういう状況でございます。中小製造業の後継者対策、特に技能の伝承といえますか、そういったものの対策について、大臣にお伺いをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 今御指摘のように、戦後、我が国の製造業、この成長を支えてきたのは中小企業、そして生産現場で働く技術者、技能者の方々

であるということは言うまでもございませぬし、今後、こうした優秀な人材を確保し育成するということも甚だ重要なことであります。

しかし、今御指摘のように、技術者、技能者というものは、特に技能者に限しましては、高齢化が進んで、そして若者の製造業離れということで人材の確保が難しい、また就職しても数年間でやめてしまふという定着率の低さ等から、今まで養ってきた技術を次の世代に継承するということが甚だ困難になってまいっております。こうした状況は今後我が国の製造業の発展にとってゆゆしき問題だ、かように認識を持っておりまして、今御指摘のように、技術というものは継承、残せませんが、技能というものは、やはりある意味ではその人の持っている天賦の才能というか、こういうものもあるかと思っております。

そういうことで、当省といたしましては、中小企業庁で技術者の研修制度とか、それから中小企業への技術指導等により、中小企業の技術力の維持向上に努めてまいっております。これからも、研修制度の一層の充実に加えて、本年三月に成立させていただきました地域産業集積活性化法等によって産業そのものの活性化、中小労働力確保法による職場環境の改善、こういうものに努めていく所存でございます。

○石井(啓)委員 それでは、続きまして、中小企業創造活動促進法、平成七年に制定をされたわけでありまして、これまでの実績についてお伺いをしたいと思いますので、これまでも、この法律、平成七年に制定をされて、平成八年に改正をして、また今回改正をする。三年続けて法律について手を入れるというのは、実はこれはなかなか異例の事態であろうかと思っておりますが、それだけ通産省の当局もこの法律について力を入れてやっていると、こんなことであろうかと思っておりますけれども、私はいままでの実績についてちょっと確認をしておきたいと思っております。

まず、研究開発等事業計画、これは都道府県知事が認定をすることになっておりますけれども、

この認定の件数とその内訳ですね。特に、業種別の内訳がどうなっているのか。あるいは、これは特徴的なのは、これから創業する方も計画をつくることになっておりますが、個人で創業した方というのはいくらですか、こういう内訳。あるいは、この認定を受けた方が、いろいろな支援策のメニューがあるわけでありまして、どういいう要望が多いのか。そして、支援策の実績というのはいくらですか、こういうことについてお伺いしたいと思います。

○田島政府委員 お答え申し上げます。

御質問のございました中小企業の創造法は、中小企業の創業の支援と技術開発ということを御支援申し上げるということで、一昨年四月に施行いたしましたわけで、施行後まだ日が浅いわけでございますけれども、都道府県の御協力も全面的に賜りまして、本年三月末現在、知事の認定件数が二千五百件という多きに上っております。

業種別に見ますと、製造業が約六八％、そのうち一般機械、電気機械がそれぞれ約一五％ずつということでございます。また、サービス業は一七％、うち情報サービス業が多くて一％ということでございます。

また、個人で認定を受けた事例は六十七件ございますが、このうちの約半数の三十件が認定を機に創業に至ったというものでございます。

ベンチャー企業が事業を行っていく際には、資金面、人材面、経営面など、解決をすべき問題がたくさんございます。中小企業庁といたしましては、こういった課題に対して各種の施策を展開してまいっておりますが、御指摘の創造法の認定を受けた中小企業につきましては、やはり技術開発への補助金でございますか、あるいは金融上の支援という点について御要望が多いたるというふうにお伺いしております。

制定以来、支援策の利用実績について申し上げますと、平成七年度、八年度、二年間で技術改善費補助金につきましては、対象件数五百四十七件、総額七十三億円、それから金融面では、特に

信用保証協会の保証件数が大変多うございまして、七年度から八年の十一月までで債務保証四百九十六件、百三十六億円といったような状況になってございます。

今後とも、この法律を御利用いただく方々のニーズを的確にとらえて、円滑な施行に努力をしましてまいりたいと思っております。

○石井啓委員 先般、この補助金の平成九年度予算額をお伺いしましたところ、二十七億円。これは国費なんですか、ちよつと確認しませんでしたが、二十七億円という額。実績七十三億円。大変御努力いただいていると思っておりますけれども、ほかの省庁の予算と比べますと、もつと御努力をいただきたい、応援をする意味で申し上げたいと思っております。

それから、昨年ベンチャー財団制度が創設されたわけでありますけれども、ベンチャー財団制度によりましてベンチャーキャピタルの投資をより促進する、こういうふうになっておりますが、この財団の設立の状況等、実際に財団による金融支援はどうか実績があるのか、これについても確認をしたいと思います。

○田島政府委員 ベンチャー財団と申しますのは、先ほどお話しございましたが、平成七年度の第二次補正予算をちょうだいいたしまして創造法を改正をいたしまして設けた、再保険の仕組みを設けた制度でございます。中小企業事業団が都道府県と協力して直接金融支援を行うというものでございまして、この事業におきましては、ベンチャー企業への投資の窓口となりますベンチャー財団を各都道府県に、既存の施設等も有効に活用していただきながら設けていただくということでございます。これまで四十一道府県につきましてベンチャー財団が設置をされてございます。先ほど申し上げましたが、昨年四月に法律を改正しまして、再保険のシステムを導入をいたしましたわけでございます。

これまでの投資実績でございますが、これは先ほどの制度よりもつと日が浅いものですから、ま

だ一生懸命やっております。都道府県も職員の方も一生懸命やっておりますという状況でございますが、八年度末までに三十八道府県におきまして百四十二企業にベンチャーキャピタルからの出資が行われておつて、その総額は七十二億円、こういうことでございます。

○石井啓委員 このベンチャー財団も設立されてまだ日が浅いということかと存じますが、今後この実績を積み重ねて、よりベンチャーの支援が十分なされるようなことを期待をいたしたいと思っております。

それでは、具体的な法案の中身について、ちよつと細かくありますが、何点か確認をしたいと思います。

今回の改正案では特定中小企業者の対象を拡大して、その特定中小企業者に対してエンゼル税制等を実施する、こういうことでありますけれども、この第二第三第三号の特定中小企業者、今回の支援対象を決めた、この基準を定めた根拠について確認をしておきたいと思っております。

○田島政府委員 今回改正によりまして追加をいたしました特定中小企業者と申しますのは、エンゼル税制の対象につながるという意味でございます。相当程度の研究開発を行つて、それをベイスに新しい商品や新役務の開発、事業化ということを行うという企業をとらえたい、こういう趣旨に出るものでございます。

しかも、創業期の企業においてこそいろいろな資金調達手段も乏しいということで、政策的な手だてを講ずる必要性も高いということでございまして、設立後五年を経過していない企業につきましては、いろいろの前例等も参考にいたしまして、そういう要件に合致をする、そういうふうにとらえられるんじゃないかというところで、設立後五年を経過していない企業をまず一つの基準としてとらえておるわけでございます。

それから、研究開発等の費用を創業期においてあえて支出をされる中小企業者という方が創造

的な事業活動を行われるという蓋然性が高いというふうにお考えいただけますところから、こういった研究活動の程度につきましては一つの外形基準というふうにとらえて、重ね合わせておるわけでございます。

研究開発の外形基準を三％といたしました根拠は、なかなかまい統計がないのですが、総務庁の科学技術基本調査等によりますと、中小企業のみならず、大企業も含めた全産業の平均の研究開発比率というのが大体二％前後というふうなことでございますので、この三％を超えたような中小企業でございますと、大変真剣に研究開発をされ、それをベイスにいろいろな御努力をされておるというふうにお考えられるのじゃないか、こういうことで採用させていただいたものでございます。

○石井啓委員 もう一つ、後段の方ありますね、第三号の後段で、一年未満の事業者であっても、研究者の数あるいは研究者の割合が政令で定められたもの以上については対象になりますけれども、この後段の方の説明もちよつとお願いたします。

○田島政府委員 三％の研究開発費といいますが、やはり実績がございませんと算出できませんので、創業後本日に日が出て一年未満というふうなことで、まだまだそういった実績等の数字も出ていない。あえてつくつて持つてきてくださいというのも大変でございます。それで、研究者の人数等々で、一定の期間だけ、創業本日に間もない期間だけ三％にかわる基準で、いわば簡便な方法で対象を捕捉しよう、捕捉したいかがか、こういう考えに出るものでございまして。

○石井啓委員 もう一つ細かい問題であります。法案の構成を見ますと、特定中小企業者のうち、第七条の二の通産省令で定める要件に該当する者に対して新たな支援措置を行うわけですが、この省令で定める要件の具体的な中身、これをちよつと確認をしておきたいと思っております。

○田島政府委員 お答えを申し上げます。

第七條の二の省令に係ります中小企業者と申しますのは、外部から投資を積極的の受けようとしておられる中小企業者でございますけれども、同時にエンゼル税制の対象にもつなげていくというものでございます。したがって、そのような対象者として適切な、あるいは必要を外形的な基準を定める趣旨でございます。

具体的には、法律を成立させていただきました後になるべく速やかに制定をさせていただきたいと思っております。現時点では、省令では、まず同族会社ではないといったこと、それから未上場、未登録会社であるといったこと、それから大企業の子会社や孫会社ではないというようなことを示すような基準を想定してございます。

○石井(啓)委員 これは答弁は結構なんですけれども、本来であれば、この第七條の二の「省令で定める要件」というのが今回の支援措置の一番ポイントなんです。特定中小企業者のうちのどこを対象にするか。私は、これは本来であれば省令でゆだねる事項なのかしらという、立法技術上のいろいろな問題はあろうかと思いますが、ちょっと指摘だけしておきたいと思っております。

それから、この第七條の二で、「投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行う」、通産大臣が診断及び指導を行うものというふうになっておりますけれども、これはどういうことを実際に想定をされているのか、この点についても確認をしたいと思います。

○田島政府委員 ベンチャー企業の皆様方が個人投資家の方などから資金を調達される場合に、ベンチャー企業の側から投資家に対して、その経営状況とか取り組もうとされる事業の概要とか、あるいは御自分の意のあるところ、意欲、展望等々について、的確な情報を提供されることがやはり必要であると思っております。特にベンチャー企業の場合にはさまざまな不確定要素やリスクが伴いますので、これを十分に投資家に理解をしても

らってこそ、投資家の方々も的確な判断ができて、ではこれに投資をしようではないか、こういった状況が実現する、こういうふうにかかってくると思っております。

しかしながら、なかなか現時点では、未上場、創立間もないベンチャー企業の情報というのは必ずしも十分に投資家のサイドに伝わっていると言えないような状況ではないかというところも御指摘、私ども、いろいろ勉強しておるプロセスでも御指摘も賜ってございますので、私どももいたしましては、投資家の投資判断に通常どんな情報が必要とされるのだろうか、どんな形で提供されたら投資家の投資の円滑化につながって、結果としてベンチャービジネスへの円滑な資金供給につながるのだろうかといったようなことを考えまして、これがある種のガイドラインといえますか。マニュアルといったものにまとめて、中小企業の方等の御依頼に基づいて、もしそういう御依頼があるのであればお示しをいたしたい、こういうふうにかかってくると思っております。

また、これに加えて、ベンチャープラザ等の場を活用いたしまして、ベンチャー企業に対して経営コンサルタントとか公認会計士等を紹介して、アドバイスを受ける機会を提供するといったようなこともいたしたいと思っております。

いろいろな取り組みによりまして、ベンチャー企業の投資家への情報提供は促進される、それを通じて資金調達が一層円滑に進むということを期待をいたしておるところでございます。

○石井(啓)委員 今答弁にもありましたように、ベンチャーキャピタルあるいはエンゼルの投資を促進するという意味でも、情報開示というのは非常に重要だと思っております。マニュアルをおつくりになるということ、要請に応じてこれを提示するというお話であります。政府が一々手とり足とりやるということはないと思っておりますけれども、そういったマニュアル等をつくるのであれば、その普及等にも努めていただきたい、このように思います。

それから、先ほどもマッチングシステムのお話が出てまいりました。ベンチャービジネスとベンチャーキャピタル、エンゼルとの接点、結びつきということでありませうけれども、先ほどもベンチャープラザ、答弁がありました。そういうイベントをこれからは進めるといことはもちろんでありますけれども、日常的な情報提供のインフラといえますか、情報誌あるいはパソコン通信を活用したネットワーク、既にもうそういうものもあるようでありませうけれども、そういう情報インフラの整備が重要というふうにかかってくると思っております。この点についての方策について伺いたいと思っております。

○田島政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、ベンチャー企業を育成していくという観点から、ベンチャー企業と投資家との間の日常的な情報交換、あるいはそのための環境の整備といったことが大変大事であると私どもも認識をいたしております。このために、既にベンチャープラザのホームページを立ち上げておりまして、ベンチャー企業の情報の発信を開始したところでもございますし、また、これまでブロック単位で、通産局単位で実施をいたしましたベンチャープラザをさらに地域に根づかせるということ、本年度からは、都道府県が開催するこういった同種の事業に対しても御支援を申し上げます。また、各地で行われますベンチャープラザに関する情報を集めて、だれでも、いつでもアクセスできるような体制を今年度は整備したらどうかと考えておるところでございますし、こういったいろいろなことを通じて、御指摘の趣旨、常設化、日常化に向けたさらなる努力をいたしたいと思っております。

○石井(啓)委員 それからもう一つ、ベンチャービジネスに対する経営面での支援という点であります。この中小創設法においては主に金融面での支援措置を講じているわけでありませうけれども、それと同時に、いわゆる経営に関する支援と

いうのがこのベンチャービジネスを立ち上げるに、先ほども伊藤委員の質問にありましたように、アメリカにおけるベンチャーキャピタルあるいはエンゼルというのは、単に資金提供のみならず、幅広いさまざまな経営支援を行っている、このことによつて多くのベンチャービジネスが成功しているということもござります。これはベンチャーの起業家にとつてもメリットがあるのみならず、その投資後の経営支援を行うことにより、何と云うか、投資のリスクを抑えてリターンが期待をできるわけでありませうから、ベンチャーキャピタルあるいはエンゼルの育てるという意味でも重要な事項であらう。また、我が国のこれまでのベンチャーキャピタルにおいては欠けていた面であった、私はこういうふうにかかってくると思っております。この金融支援のみならず、経営支援ということに對して、その方策について伺いたいと思っております。

〔小川委員長代理退席、委員長着席〕

○石黒政府委員 お答えを申し上げます。

ベンチャービジネスに対しては、金融面の支援だけではなくて経営面のサポートもよろ、すべきではないか、まさに御指摘のとおりだと思っております。極めて重要な問題だと思っております。

これまで中小企業施策といたしましては、中小企業者の方々の経営面、技術面の指導というふうないろいろなことをやっておりますけれども、ベンチャービジネスに着眼した経営面の指導、研修といえますか、そういう面につきましては、既に八年度からベンチャービジネス用というところでスタートをさせていただいております。先ほどお話がありましたベンチャープラザというところで一緒にやるというのでもそういうサポートの一端であらうと思っておりますし、旧来からござりまする中小企業の指導診断事業の体系の中におきましても、ベンチャーの経営面のサポートということは今後とも力を注いでまいりたいと思いま

す。
○石井啓委員 それでは最後の質問をさせていただきます。

先ほども、いわゆる産学の連携といいますが、大学の問題を上げられましたが、我が国のベンチャービジネスは、主に企業からのスピノフといいますが、これが多いわけであり、アメリカでは、むしろ大学からのスピノフが非常に多い。先ほども答弁でもありましたように、有名なところではシリコンバレーとスタンフォード大学との関係であり、あるいはルフト二八とMITとの関係であるわけであり、一つ言えるといえますか、考えられることは、日本と欧米では研究者の流動性というのが大分違うのかな。我が国においては、大学は大学、民間の研究機関は研究機関、あるいは国立試験機関は国立試験研究機関、それぞれ終身雇用の要素があり、なかなか流動性、交流というのが図られていない。まあさまざまな施策はとられているようであり、先ほども、そういう背景もあるかと思えます。

今後、我が国においてもベンチャー創造への大学の大きな役割が期待されることであり、そのための大学との連携方策、これについて通産省それから文部省、それぞれにお聞きをしたいと存じます。

○渡辺修政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、一例でいいますと、一九九四年の数字でございますけれども、アメリカの大学が特許を取得している件数というのが、千八百六十二件という非常に大きい数字になっておりますが、現在、日本の大学による特許申請件数、これは公開中のもの件数でございますが、日本の場合は百二十四件ということで、けたが違っておりますという状況でございます。これは大学とベンチャー企業との特許との関係の比較でございます。さらには、大学におけるライセンスの実績でございます。アメリカの場合にはロイヤルティ収入が二億七千万ドルという九四年の数字になっ

ておりますけれども、日本の場合、大学でそういうのを持っているのは約三千万円ぐらい、これもまた大変な差になっておるわけでございます。

こういう実績の数字から見ましても、今先生御指摘のありましたように、大学の研究とベンチャービジネスと結びつけていくこと、これは極めて重要だという御指摘はそのとおりだと思っております。我々も、この数年、その方向である政策努力をしておるところでございます。

それで、特に大学とベンチャー企業その他、あるいは一般企業との共同研究につきましても、昨年来、税制改正で大学と一緒に共同研究の企業の税制の面についても新たな手当てをしていただくことで、今国会に法案をお願いしておるところでございます。

さらには、先ほど先生御指摘のありました大学と企業との研究者の交流でございますけれども、これも、今までどちらかというところの交流は進んでおりませんでした。そのネットワークとして、例えば大学の先生が身分を民間の企業の職員にしました場合に、年金その他の通算のところで不利に働くとか、こういったような問題もございました。こういう点につきましても、現在、それについての手当てをすべく、法案が国会に提出されておると承知いたしておるわけでございます。

さらに、先ほども御説明いたしましたけれども、もっと大学と産学官の交流が進行いたしますように、運用面、制度面について、現在、関係各省、大学も入っていただきまして、経済界さらには有識者等で研究会をつくりまして、この勉強を進めておるところでございます。

こういった成果を反映いたしまして、先ほども申し上げましたが、経済構造改革の行動計画の中でしっかりとこれからの方向を書き込んで進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○遠藤説明員 大学と産業界との連携協力によりまして、ベンチャーの創設など、新産業の創造に生かしていくことは重要な課題と私も考えてい

るところでございます。

ただいま研究者の交流の促進という御指摘がございましたけれども、この関係でも、平成九年度から国立大学等の教官が民間企業において研究開発に従事できるよう、昨年十二月に兼業の許可基準を改正いたしましたほか、民間等との共同研究の場を拡大するべく、この三月に関係通知の改正を行いました。また、国立大学等の教官が休職によりまして企業等における共同研究等に参画する場合、退職金算定上の不利益がございましたけれども、この解消のため、今国会に教育公務員特例法の一部を改正する法律案を提出し、先般改正いただいたところでございまして、このような産学連携による研究を一層促進するための制度改正を行ってきたところでございます。

また、人材育成の関係でも、社会的要請を受けまして、平成七年度以降、ベンチャービジネスの萌芽となるべき研究開発の推進、あるいは人材の育成を目的といたしまして、二十四の国立大学にベンチャービジネスラボラトリーを整備しております。また、各大学において経営学的側面を中心としたもの等、多様な内容のベンチャービジネスに関する授業科目の開設ということも進めておるところでございます。今後とも、こうした施策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○石井啓委員 時間が参りましたので、終了いたします。

○武部委員長 次に、末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規です。きょうは、私、国会議員になろうとした一つの大きな理由が、このベンチャービジネスを育成したいということも理由にございましたものですか、率直にお伺いをさせていただきます。

今日日本は、国を挙げてベンチャー企業やアントレプレナー、起業家、業を起す人、これをバックアップすることが急務になっております。この国の支援の程度の有無が、将来の日本人の、私たちの生活を左右する、国の命運をかけることにな

るといふ認識を持っているわけです。理由は二つございまして。

一つは、日本が世界のトップコース、そういうコースを走り始めたということでございます。GNPが世界のGNPの約一八％強、こんな巨大な国になったということ、欧米のキャッチアップを卒業してこのトップコースを走り始めた日本は、それなりの国の命運のコース、そういうコースに入ったと思えます。

これはどういふことかといえますと、その国の国民の創造力でもって新しい発想とか新しい技術、そして新しいサービスを開拓して、それを世界に提供していかねば国が墜落していくというコースであります。

理由は、よく言われております高コスト体質、それがどうしてもこのくらいのレベルの国になってくると必然的につれてくる。今の日本、コストを考えますと、土地とかあるいは賃金、そして生活コストまた企業の税金など、どれをとっても世界一高いというレベルになるわけです。そうならば、安い商品を開発しようとする企業はすべて日本から逃げていく、いなくなっていくわけです。それが産業の空洞化であり、産業の空洞化になりますと、大失業時代が現出してくるわけです。そういった危機が私たちの目の前に迫っている。

これを解決していくのは、日本が世界で最も新しいサービス、新しい技術、新しい発想でもって商品開発あるいはそういったものを提供していくしかない。そうでないと、日本という国は未来の罪が開かなくなる、そういうことになるわけです。その担い手が、すなわち創造力あふれるベンチャーの起業家、あるいは創造的な中小企業であると私も思っております。つまり、日本にとりまして二十一世紀の時代の勝負というものは、日本人の創造性がうまく開発されるのか、それともされないのか、それによって決まっていくのだらう、これは国のコースについての認識でございます。

す。

第二は、日本人の生き方についてです。今、日本人は、この経済的な豊かさのおかげで飢えというのを忘れました。皆が食べられる時代になりました。今、いかに食べなくてダイエツトをしようかというふうな、そういう妙な時代になつております。

こうなりますと、人間というのは、単に物理的に生存しようというふうな物質主義的な価値が下がつてまいりまして、今度は自己実現といった精神的な価値が重きをなすようになってきております。つまり、毎日生存できることを幾ら誇つたところで意味がなくなる。そうじゃなくて、自己実現、その人らしさといいますが、その人の価値というものを生かして、その自分らしさということ、それが一番私たちの価値基準を決めるようになってくるわけですね。

この自分らしさというものを難しい言葉で言えれば、創造性ということになります。それが生産セクターに向かえばベンチャーという話になりますし、それが社会問題に向かえば、今度は市民活動とかあるいはボランティアとかいう活動になっていくわけですね。結局重要なのは、いかにその人がクリエイティブに生きたかということ、これが本来の価値になると思ひます。私自身も、棺おけをあけるときは、本当に末松らしく生きたか、あるいは人の人生を生かしていたのじやないかという反省が、そこで入るのであると思ひます。

そういつた意味で考えますと、国のコースそのものも日本人の創造性というものを問うている、そして個人の生き方そのものも、この創造性というものが必要あるいは求められる時代になつてきた。つまり、その二つのコースがびつたりと合うわけでありませぬ。

そうした時代とともに、道具としてマルチメディアという道具を今得つてあります。これは時代の速度を加速化させるものであります。と同時に、この平成の大不況という時代を考へても、これは今までの時代の生き方あるいは産業のあり方

に対して痛烈な反省を求め、神様が私たち日本人に反省を求めてきている、そういうふうな時代であろうと思ひます。

ですから、今求められているものは、キャッチアップという今までのやり方から、今度はバイオニア型にやつていかなければいけない、それが私たちの、この日本の進むコースでございませぬ。それを支えていくのがこのベンチャーであり、アントレプレナーという起業家精神といたしましてあります。その主要な任務を負っているのがまさしく通産省だろつと思ひまして、私自身も本当に強く期待をしております。

具体的に言いますと、とにかく私は、この日本でベンチャー企業の成功例、一昔前のソニーとか本田とかいうふうなベンチャーの成功例を千なら千、一万なら一万、それをつくりたい。そして、大きくして成功例とすると、例えば末松というベンチャー企業があつたら、これが成功したとすると、あの末松という男が成功したのだつたら、あんな男が成功したのだつたら自分でもできるというふうにも考えれば、それはみんなおれもやろつ、おれにもできるのだ、それが産業の活性化につながつていくわけですね。それが実際のなやり方であらうと思ひます。

そういつた意味で大臣に御質問をいたしますけれども、そういつたベンチャー企業の重要性あるいは日本の未来の扉を開くかぎであるという認識につきまして、お尋ねをしたいと思います。

○佐藤国務大臣 今委員の御指摘と、一口で言へば同感だということに尽きます。

これからの日本経済、こういうことを考えた場合に、このベンチャー企業の育成ということ、御指摘のように良質な雇用の確保、産業の空洞化の懸念を払拭する、こういうことで大変重要だという認識はまさに共通しておりますし、通産省といたしましては、新規産業、ベンチャー企業の育成を図るために、店頭特別市場の創設とかストックオプション制度の導入、技術開発に対する助成制度の拡充等、いわゆる資金面と人材面と技

術面、この三面で総合的な支援を行つてきております。これからも引き続き、これらの方面での施策を実施するとともに、店頭市場のさらなる改革、規制緩和を通じて新規産業の創出、こういうことでそのための環境整備を図つていく。

これにつけ加へれば、私たちは今新しい世紀に向かつて、このままの日本社会ではどうなるだろうか、日本経済はどうなるだろうかということ、経済の構造改革のプログラムを策定していることは御案内のとおりでございますが、その中に、やはりこれからの担い手としてベンチャー中心に新しい産業を起こしていこう。その中で、情報通信分野であり、あるいは医療、福祉、こうした分野は環境ということ、これを重視したそういう分野の産業をこれから伸ばしていかなければいけない。実はこんな観点に立つておられるところでございませぬ。

○末松委員 そういつた意味で大臣から御同感を感じたいたこと、私も勇気の出る次第でございますが、このベンチャーの支援に当たりましては、やはりベンチャー精神、つまり起業家精神を鼓舞していくということが必要でありませぬ。

今、国民の間を見ますと、例えば企業という話になつてくると、どうもイメージの悪いものがたくさんございませぬ。業を起こすという意味で起業家精神を高めるには、まず現在の国民感情からもつとそれはよくなつてもらいたい、そう思うわけですね。今の事業家や企業家に対する国民の評価が必ずしも高いものという感じがいたしませぬ。

そのために、起業家精神を鼓舞していくというために、例えば、アメリカのSBAという日本における中小企業庁に当たるところで、ナショナル・スモールビジネス・パーソン・オブ・ザ・イヤーというアワード、こういうふうな表彰制度があるわけですね。これがホワイトハウスで大統領

から表彰されるといふ、その表彰活動をやっているわけですが、そういう意味で私は日本でも、若干今やられてはいるかもしれないけれども、もつと起業家精神というものを鼓舞できるような、するような、そういう表彰制度、総理大臣賞あるいは通産大臣賞、そういうふうな表彰制度、例えばザ・ベスト・アントレプレナー・オブ・ザ・イヤー一九九八とか、そういうふうな形でどんどん鼓舞していける、そういう制度を提案したいと思ひますが、これに対して大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤国務大臣 いわゆる制度というものを考える前に、今委員御指摘のように、どうもベンチャー企業というものを統一する必要があるような気がするのです。

私考えますに、こうした新しい企業を起こす、起こす方というふうなことも若い人だといふふうな感覚的になつてくる。もちろん年をとつた方がベンチャー企業をやつてはいけなかつたという規則はありますが、何だかそういうふうなイメージがある。ところが、ここ数年前から、パブルというあの時代に、やはり何か青年実業家、それとイメージがダブつてくるのではないだろうか。

私は、委員御指摘のように、この中でもまた一番これから大事なことは、このベンチャーの精神というものは、物づくりというか、やはりそうした技術、技能、そういうものが中心となつて新しい創造をしていかなければいけないだろつと思ひます。ということが私の前提でございます。

おっしゃる通りに、大統領がそうした制度をつくつておられることは実は聞いておりませぬが、今のうちに、ベンチャーというものが日本の社会にどのようになつていくか、非常に日本社会を明るくしたということ、例えば総理大臣賞で国民栄誉賞というものがございませぬ。やはりこ

る方に、スポーツマンでも報道関係でも何でも、その道でもって社会に非常な希望を与えるような人上げる、こういうことになっておるわけでございますので、私はそういうふうな国民的英雄がこれからの経済界において生まれることがやはり必要であろう、こう思っております。

○末松委員 大臣、お言葉なんです、国民榮譽賞というのは、評価のある程度固まった実績のある方に贈られる賞だと私は思うのです。私が申し上げたいのは、そうじゃなくて、例えば芥川賞とかいうふうな、無名の方がそれをもらうことによつてばつと権威を得るような、新人がもつたことでも一挙に有名になつて躍り出られるような、そういう新人に対する表彰制度、それをぜひひとつ御検討いただきたいと思つてます。

日本人というのはどうも、私も外交官時代に思つたのですが、人を褒めるといふ制度が余りないのだらうと思つてます。これからは、人をいかに褒めていくか、そういう制度をつくらないと、この国自身がもつともつと暗くなつてくる、そういう気がいたします。

その教育がいかに大事かということで、文部省の方にちよつとお聞きしたいのですが、そういう起業家精神とかクリエーティビティー、そういうものを国民の若い人たちの間でも刺激をするような、そういう教育についてどういふふうにお考えなのか、御答弁いただきたいと思つてます。

○池田説明員 情報化、国際化、技術革新の進展、あるいは産業構造、就業構造の変化等、大きく社会は変化しております、こうした中で、創造性の育成というのは学校教育においても重要な課題となっております。

このため、現在の学習指導要領におきましては、子供たちの個性を生かし、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力あるいは表現力などの育成を重視し、教育内容の改善を行つております。

例えば、理科教育におきましては、観察や実験などを重視し、創造的に思考する能力あるいは論

理的な思考力や問題解決能力の育成に努めております。また、工業や商業などの職業に関する各教科には、生徒がみずから課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てることを目標にしました課題研究という科目もございまして。

また、昨年七月の中央教育審議会第一次答申におきましては、これまでの知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、みずから学びみずから考える力、あるいは創造性の基礎となる力の育成を目指した教育にその基礎を変えていく必要があるというふうなことも指摘されております。

私どもとしましては、今後とも、一人一人の個性と創造性を十分に伸ばし、豊かな人間性と活力にあふれた人材を育てる教育の充実に一層努めていきたいと思つております。

○末松委員 そういつた創造性の教育をもつともつと、あらゆる限りふやしていただきたい、そういうふうにするわけですか。

では、ちよつと時間がありませんで、エンゼル税制の方について質問させていただきます。まず、キャピタルロスの繰り越し年限を三年としておられますけれども、この根拠は何かがあるものでしょうか。私が考えますと、ちよつと短過ぎるので五年間ぐらいにすべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○藤島(安)政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、エンゼル税制のキャピタルロスの繰り延べ期間の問題でございます。現在三年で補てんをさせていただいております。

このエンゼル税制そのものは、投資家のベンチャー企業に対する投資リスクを軽減する、こういうものでございまして、厳しい財政状況の中で、特に新規事業の創出を促進するという政策的な必要性の観点から、現行の課税体系の中で最大限の特例措置を講じたものだといふふうに我々考えております。長ければ長いほどいいわけではございますが、とりあえず今回の制度の着実な運用を

図つた上で必要に応じて再検討していきたい、こういうふうにご考えております。

す。例えば昨年の九月にはベンチャー企業のためのディスクロージャーマニュアルを策定して、情報開示をベンチャー企業に十分するようにというようなことを促しております。こうしたベンチャー企業に投資が行われるような環境整備をいろいろな面で図つてまいりたい、こういうふうにご考えております。

次に、エンゼルの対象なんですけれども、これは日本人だけを相手にしているということではございますが、広く外国人もエンゼルになつてもらえばよいのではないかと考えるわけですか。インターネットなんかを利用してかなり海外からも引き合

○末松委員 情報開示の問題は後で触れます。次に、先ほど伊藤議員からもさまざまな御指摘もございましたエンゼルと起業家との出合いの場、この御努力について先ほど通産省の方からお伺いしたわけですか。ベンチャーブラザとかそういった御努力があるという事は聞いておりますが、御指摘のように出合いの場をもつともつとあ

いながらも何らかのインセンティブのようなものが考えられないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

重要なことでもあります。そういつた意味から、例えばベンチャーブラザの延長線でもいいし、それ以外でもいい、例えば各県とか各市とか、あるいは各大学とか、そういうた非常に大きな多数のレベルでその市場あられるのは出合いの場をつくるということが考えられるのではないかとと思つて、これについて御意見を伺いたいと思つてます。

○藤島(安)政府委員 エンゼル税制そのものは、日本の所得税の特例を適用する、こういうことではございますから、そもそも外国に住んでいる外国人に対しては適用がないということになるわけではございます。しかし、日本の居住者であれば所得税法が適用になりますので、そうした外国人については対象になるかと思つてます。

○田島政府委員 お答え申し上げます。ベンチャー企業が生まれ成長していくということ、お金、技術、人材、いろいろな資源が必要でありまして、御自分でそういうものをすべて備えるというわけにはなかなかまいりませんで、そういう力を持つておられる方と出会うというのが大変に大事でございます。

しかし、先生おっしゃいますのは、海外のエンゼルが日本のベンチャー企業に積極的に投資を行う環境をつくつたらどうかとお話だと思つてます。我々も全く同感でございます。海外のエンゼルが、例えば御指摘にありましたインターネットを通じて我が国のベンチャー企業の情報を得まして、積極的に投資を行つてもらいたい、こう思つてございまして、我が国のベンチャー企業の実態を見ますと、アメリカのベンチャー企業のように情報開示が十分ではないといったような問題が指摘されておまして、なかなか十分な投資を受けにくいという現状にあるわけではござい

ただ、ベンチャー企業が投資家とかそういうエキスパートと出会う場というのは、特に中小企業は大変少ないわけではございますので、そういうことに着目をいたしまして、ベンチャーブラザという催し、投資家、ベンチャー企業に投資をしてもいいなと思つているベンチャーキャピタルとか、あるいはここで御議論いただいておりますエンゼルのポテンシャルを持つておられる方とか、それから人材、技術を持つておられる方とか、そ

こうした現状を見まして、我々としては、海外のエンゼルがベンチャー企業に投資できるように、そういう環境整備に努めたいと思つていま

す。例えば昨年の九月にはベンチャー企業のためのディスクロージャーマニュアルを策定して、情報開示をベンチャー企業に十分するようにというようなことを促しております。こうしたベンチャー企業に投資が行われるような環境整備をいろいろな面で図つてまいりたい、こういうふうにご考えております。

ういった方との場を設定いたしております。八年度は十三カ所、十三回、七年度は一方所、一回やっております。今年度以降も一層充実をして、中身も充実をしてみたい、こういうふうな思っております。そういう場が多ければ多いほどいいわけですが、私どもとしてもこういう催しをやらせる場合にも御支援を申し上げるといったようなことにもいたしております。できるだけこの制度を充実し、強化してまいります。このように思っております。

○末松委員 私のところは御説明にきた通産省の課長さんが言っておられました。黒子に徹するんだということも言っておられました。僕は立派な言葉だと思いましたが、通産省として全部が全部自分でやろうとせずに、いろいろなやれるところのコーディネーターという形でそれを専ら中心に置いていただきたいと思います。マルチメディアを使ってもどんどんその出合いの場を広げていただきたいと思います。

それから、それと同時に、このエンゼル税制、悪用される場合もあると思うのです。例えば息のかかった会社をベンチャー企業という形にして、それで計画倒産をして悪用するような、そういったことが考えられるかもしれない、そういうことに対して罰則もきちんとしなきゃいけない、そういうふうな考えをわけです。この点については、通産省さんの御検討もあらうと思っております。指摘だけにどめさせていただきますが、ぜひその点についてもクリアなルール、ルールを破った者に対してはクリアな罰則というその自己責任をきちんとやっていただきたいと思います。

と同時に、先ほど話題に出しましたけれども、投資家の保護といえますか、つまり情報提供ですね、エンゼルに対する情報提供、先ほどベンチャーのお話がありました、情報提供がなっております。そうじゃなくて、むしろ、本当にこのディスクロージャーをきちんとさせるような、そ

ういうふうなマニュアルも作成されておられるようですから、それを諸外国との比較の上で遜色のない程度まで引き上げる努力、ベンチャー企業の内容を透明化させる、そしてそれに対して投資家が自分の夢なりあるいはメリットなりをかけてやっていく、そういうクリアなシステムをとらなると、危なくて日本の制度は利用できない、日本人自身がそう思い出したら終わりでありませう。そういった意味で、今証券についても社会的な信用が問われているわけですが、そこについてどういうふうな御決意か、お伺いしたいと思います。

○田島政府委員 ベンチャー企業に投資をするということは、不確定要素もあればリスクもあるということになってございまして、個人の投資家から投資をお立場からすれば、一体経営状況はどうなっているのか、将来の展望はどうなのか、いかなるリスクが内包されておるかというところについて十分なディスクロージャーが必要である、これは投資家保護の観点からもそういうことが言える、こういうふうな承知をしております。

このディスクロージャーにつきましては、例えばアメリカでは、商慣行としていいますか、実態上定着をしたというふうな言われてございませうが、我が国の場合にはまだまだ投資事例等々も少ないものですから、こういった形になっていないわけでございます。一方、投資をするお立場から、あるいは投資を期待するお立場からも、どういふふうな形で情報を提供したらいいの、どうか、あるいはきちんとした情報を提供するようにするべきではないかといったような御指摘があることも事実でございますので、私どももいたしましては、投資家の投資判断に通常必要とされる情報がどんなものか、どのような形態で提供されるのが望ましいかといったようなことをわかりやすいマニュアルというふうな形でまとめて、御希望に応じてお示しをするかたがた、広くベンチャー企業の方に普及をしていくことを考

えておるところでございます。先ほど申し上げたベンチャープラザの場等を通じて、経営コンサルタントや公認会計士、そういう方を御紹介申し上げて、個別にアドバイスを受けるということもあわせてやってみようと思っております。こうしたいいろいろな取り組みによって情報提供が促進をされて、海外の場合と遜色のないような形にまで引き上げる努力を続けてまいります。このように存じております。

○末松委員 ぜひその御努力はよろしくお願いたします。と同時に、私も海外に赴任しているときに外国人の方からよく言われたのですが、日本の教育というのは二つの訓練だ、一つは暗記の訓練、もう一つは集団生活の訓練、その二つだけじゃないか、教育の「教」、教えるということとそれではないにしても、「育」、はぐくむという発想がない、そういうことをよく指摘されていたわけですが、これも、創造性の教育とともに、こういった投資家教育というのですね、資本主義の仕組みをきちんとわかってやすく、どのレベルでやるのか、高校でやるのか、つまり社会人の一歩手前でやるの、一番いいのかもしれない、そういう教育も、しっかりとしたい。それとともに、インターネットの利用等についてもおくれのないようにしっかりとやっていただきたい。ちよつと時間の関係で、これは文部省の方に指摘をさせていただきます。

次に、ストックオプションについてお伺いしたいと思います。先ほど、最近の閣議決定でストックオプション制度の一般的な導入、これが九八年度の早期導入ということで行われている。法制審議会の審議を経るとい、かなりタイムコンシューミングな審議があると聞いておりますけれども、これは日本の未来がかかっているということで非常に重要です。ぜひ遅滞なくこの導入が行われるよう法務省の方に最大限の努力をお願いいたします。

その御決意をお聞きしたいと思います。

○菊池説明員 お答え申し上げます。ストックオプションを一般的な導入する、すなわち、株式会社であればどの会社でもストックオプションを使うことができるような法制の整備をするということにつきましては、今委員御指摘のとおり、三月二十八日の規制緩和推進計画の再改定で、九年度中に結論を得て十年度の早期に導入することになっております。これは閣議決定をいただいたものでございまして、それに沿って私どもとしては最大限の努力をさせていただきます。九年度中に結論を得るというところで努力をさせていただきます。

○末松委員 大蔵委員会で、外為法審議の席で菊池参事官にそういう御答弁もいただいたわけですが、それども、ぜひそこはお願いしたいと思います。それから、ちよつとお聞きしますけれども、現在のストックオプションの運用状況について、どんな状況なのかお聞かせいただけます。

○藤島(安)政府委員 ストックオプション制度は、平成七年の十一月の新規事業法、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正によって導入されたわけですが、それ以来、順調に利用件数がふえてきております。平成九年四月一日現在、新規事業法の認定事業者、八十三件ございますが、そのうち十九件のストックオプションの制度の利用があります。特別決議が行われた後、権利付与されるわけですが、そういう特別決議についても既に八社が決議を行っている、こういうことでございます。さらに、三月十四日には、このストックオプション制度を利用してはいる企業のうち、一社が大阪証券取引所二部特別市場に上場するなど、成果を上げているところがございます。今後も引き続き着実な実施について努力してまいりたいと考えております。

○末松委員 八十三社ですが、新規事業法の対象

企業。私ちよつと思つたのですけれども、日本を担うベンチャー企業育成、アメリカというものは、先ほど伊藤議員の御指摘もありましたけれども、本当に大変な数の企業がどんどん育とうとして居る。それに対して、この新規事業法でも、予算が少ないというものはあるかもしれませんが、百社未満とかいうのであれば、これは胸を張って言える数字ではないと思つて居ます。

それから、大阪の店頭の特則市場に「社が上場できた」ということですけれども、その「社をどう見るか。最初の「社」というふうに見るか、何だ「社」しかないじゃないかと見るか、そこは大きな隔たりがあるところなんです。

私のお願ひしたいのは、このすそ野を、数をこなせるようなシステムにしてほしいということなんです。少数の人たちをやつても意味がない、もつと広く、とにかくその母体を広くしていただきたいと思つて居ます。そうすることによって、成功する人は少ないかもしれませんが、その広い幅の中から成功者が出てくるわけです。ぜひ、そこはお願いしたいと思つて居ます。

それから、法務省の方に聞きますけれども、一般導入がなされた場合の企業数と企業の範囲というのですか、それはどういうふうになって居ますか。外国企業なんかは入るのですか。
○菊池説明員 私どもが現時点で考えて居るのは、我が国の株式会社であれば、どの会社であつてもストックオプションを利用することができるといふように法制を整備するということでございます。

ちなみに、私どもが把握して居ります統計では、全国で株式会社の数は百万社を超えて居りますが、今外国会社というお尋ねがございまして、外資系企業というふうな観点から申し上げますと、我が国の商法に基づいて我が国で設立された会社であれば、仮に資本が外国、外国人あるいは外国人からの資本であつても、それは我が国の民・商法といひましようか、私法上は我が

国の株式会社という扱いになりますので、商法が当然適用されます。したがつて、商法でストックオプション制度が法制化された場合には、そういう意味での外資系企業もストックオプションを利用することができるといふことになるのではないかと考えて居ります。

○末松委員 私がさつきから外国、外国とこだわつてはいかぬ。外為法の改正の審議でも私は申し上げたのですけれども、要するに、白猫でも黒猫でもいい、ネズミをとる猫はいい猫だといふのをどこのトップの方が言われて居りましたけれども、日本人でなくても、日本という国の中に大きな市場が育つて、世界各国から成長を求め

る人が日本に集まつてきて、そういうふうな活気の中から日本経済が育つていく、これが健全な意味で、日本というナショナルリティーは余りこだわらない方が私はいいと思つて居ます。そういう意味で、ぜひそこに気合を入れてやつていただきたい。

それから、ストックオプションの導入で日本の経済構造改革についてどういふ影響があるのか、また、そのストックオプションの広報、普及の努力、これは通産省としてどうやつて居るのか、それについてお聞きしたいと思つて居ります。
○藤島(安)政府委員 委員御案内のように、ストックオプション制度は、企業にとつては、有能な人材確保に寄与する、特に、成長が期待される新規産業にとつては人材確保が容易になるわけでございます。それから、役員や従業員にとつては、みずからの努力で企業成績、株価を上昇させればより高い報酬が得ることができるといふ、経営努力、勤労意欲が促進されるといふ大きな効果が期待できるわけでございます。

これに加えて、株価の動きに敏感な企業経営への移行が株主利益に合致した経営を促す効果を有するということ、株式市場の健全な発展にも寄与するものと考えられるわけでございます。

したがつて、ストックオプション制度が一般化をしまして普及いたしますと、先ほども大臣の方から御答弁申し上げましたように、多くの新規産業の創出をねらつて私どもも経済構造改革プログラムをつくつたわけでございますが、そうした面が花が咲いて、大いに日本の経済の活性化に寄与するものと期待して居るわけでございます。その意味で、ストックオプションの制度の一般化を急ぎたいと思つて居ります。その普及にも努めてまいりたい、こういうふうな考えで居ります。

○末松委員 次は、勤労者の立場からなすけれども、そのストックオプションで雇用システムとか労働市場にどういふ影響があらひますか。労働省にひとつお願ひいたします。
○鈴木説明員 お答え申し上げます。

ストックオプション制度の雇用に対する影響という御質問でございますが、この制度の導入を進めるということになりますと、ベンチャー企業等に対する就業のインセンティブ、これを高めることとなるわけでございます。そうした意味で、将来性の高い中小企業における人材の確保という面で大きな効果を発揮するものといふふうに考えて居ります。

また、こうした制度が広範に導入されるということになりますと、有能な人材にとりまして、自分の持つて居る能力、これを十分に発揮する機会がふえまして、そういう意味で労働移動が促進される、そういうふうな影響もあるものといふふうに考えて居ります。

○末松委員 今いい点はばかり申し上げられましたが、けれども、何か悪い点はないんですか。
○鈴木説明員 私ども、現時点では、そういう有能な人材が自分の能力を有効に発揮する機会がふえるといふ大きな効果があるものと考えて居ります。

いたつた影響については、これから注目し、また、分析をしていきたいと思つて居ります。
○末松委員 これから注目するんじゃないかと、今もう一年後にやられようとして居るんですから、アメリカとか実際にあるところをどの程度研究しているんですか。

○鈴木説明員 今の御質問の点で、これからストックオプション制度を広範に導入されることになりまして、そういう点で、先ほどのようなプラス面がまず第一に考えられます。それから、そういう人材の流動化とか労働移動の促進、これはこれからの産業構造の変化の中でも促進していかなければならない重要な課題と考えて居ります。

ただ、そういう中で、勤労者にとつてそれがどういふ意味を持つのか、そういう点については、これから諸外国の例等も考えながら、必要な対策について検討していきたいと思つて居ります。

○末松委員 労働省の方に言いたいのは、本当にこれは、ある意味じゃ地殻変動を起こすような、そういうメンタルな変化も出てくるわけですよ。そういう意味で、労働省の方が、従業員の福祉の話とかいろいろな観点があるでしようけれども、そこをぜひ認識していただいて、できる限り、労働市場が変わつてきますから、それに対する備えといひますか、配慮もぜひ同時に進めてほしいと思つて居ります。

時間がなくなりました。最後の質問ですが、これは産学協力についてなんですが、先ほどからずっと産学協力についてお話を伺つて居りました。どうも日本の大学には、特許という観点から、大学の教官に成果が帰属して居る、それが学生の就職先とか教官の関係して居る企業、それとの間だけでメリットが循環して居るような印象しかないですね。そうじゃなくて、アメリカの大学のように、もつと大学に帰属させて、それから社会にどんどん還元させていく、そういうシステムが

これから望まれるのであろうと思ひます。

特に、先ほども出ましたテクノロジー・ライゼンス・オフィスというのがアメリカの各大学にあるというところで、そういった仕組みを今御検討されていると思ひますが、この点につきましては、通産大臣それから文部省の方でも、もっと産学協力がやりやすいシステム、ある意味では実利を伴ったシステム、特にアメリカの場合には、先ほど御案内ありましたけれども、大体一大学で数億円から数十億円稼いでいるという話ですから、日本全体のトータルで年間二千万円という話も聞いています。そんなシャビーなことはありませんので、ぜひその産学協力についての御決意を聞いて、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤國務大臣 今委員御指摘のように、これから大学と企業との連携、そして産学官の連携を一層推進することが必要だということは言うまでもございません。

こういう中で、大学や公的研究機関、産業界との人的交流を円滑に図る、そういうことでいろいろ生み出される知的財産などが意欲あるベンチャー企業等に円滑にいくということが一番望ましいわけでございます。今、一体何をしたいかということでございますが、現在、科学技術基本計画や経済構造の変革と創造のためのプログラムに基づきまして、兼業規制、大学の先生で私たちの研究所、こうした兼業規制の緩和を初めとする産学官の連携の推進ということでもって、各種の制度の改正、これを行っております。

今言われるように、具体的に幾ら金をつけたかということとは明確化されておられません、いずれにいたしましても、これからはやはり大学や公的研究所と産業界との相互の連携強化によって、協力によって企業の創造的な事業活動が行われるよう、関係省庁とも連携を密にとりながら一層推進していききたい、かように考えております。

○末松委員 これで質問を終えます。どうもありがとうございました。

○武部委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十四分休憩

午後一時五十分開議

○武部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大森猛君。

○大森委員 中小企業創造法改正案に関連して、まず景気問題、中小企業をめぐる問題についてお伺いしたいと思います。

この間の八日に月例経済報告が出されました。景気は回復の動きを続けている、岩戸景気に並ぶ四十二カ月連続の景気回復と言われておりますけれども、ちまたではこの報告についてどのように言っているか、大臣は御存じでしょうか。国民生活の実感とはほど遠い回復局面だ、あるいは実感なき景気回復云々という形で、大変不評な評価、報告等もされておられるわけなんです。それもそのはずで、大企業の方は三期連続の増益、中には史上最高の経常利益を予想されている企業なども出てくるわけなんです、こういう一部の大企業とは大変対照的に、圧倒的多数の中小企業、国民の側は不況局面からまだ脱出していないというのが実感としてあるのではないかと。

景気の二極化と言われているわけでありまして、けれども、今度の国会の冒頭でも私も指摘をしたわけなんです、その大きな理由として、景気の最大の回復の牽引車である個人消費が低迷から脱出していないということ、加えて、今度の予算は消費税増税、特別減税の打ち切り、さらには医療保険の改悪等による国民負担増、こういう九兆円もの負担増が個人消費を冷やします役割をしておられる、そういう政策が現にあるからということが言えると思ひます。

同時にもう一つ、これも経済白書で牽引車の役割を果たす主役の一つに指摘をしております設備投資についても、月例報告では回復傾向にあるとしておりますけれども、大企業に対して中小企業

はやはりここでも力強さに欠ける、あるいはよくない、こういう側面は政府自身もこれはお認めになつておられると思うのですが、今回の月例経済報告、今後の景気見通しとその要因について、まず大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤國務大臣 大森委員にお答えいたします。今言われるように、月例経済報告、ああいうのはやはり数字でもつていろいろ議論がされます。御存じのように、ああした数字を見る限りにおいては、設備投資、住宅投資などの民需、これが堅調に推移しているということ、緩やかながらや回復の動きを続けている、こうした認識を持たざるを得ません。そうした中で、政府経済見通しにおいては、平成九年度の経済は、今御指摘のように四月から消費税率の引き上げ、こういうような影響がございまして、年度の前半は景気の足取りは緩やかなものの、次第に民需を中心に自律的回復を実現されていく、こう考えているわけでございます。

御存じのように、昨年というか、平成八年度は二・五％という成長率を見まして、これは大体達成するか、それより若干上回るということは御案内のとおりでございますが、そういうことで、平成九年度を通じて一・九％というように目標といたうか見通しを立てまして、そのうち今申し上げた消費税率は〇・九％下げるだろうということ、それを克服して年間を通じて一・九％、こういうふうには実は見ているわけでございます。しかし、これから今度、いわゆる景況感ということになると、やはり大企業と中小企業、また中小企業の中においても工業部分と商業部分、そういうところ非常に跛行性を帯びている、地域性もある、こういうふうに見ております。

それで、私の方は、これからはやはりこうした景気の動向というものを注視しながら、先般成立いたしました平成九年度の予算、この円滑な執行をまず図る、こういうことでもって適切な経済運営というものに努力していくということでございます。それで、我が国の経済というのは中長期的

には安定成長を目指すということで、さきに閣議決定いたしました経済構造の変革と創造のためのプログラム、この着実な実施、こういうことに努めてまいるのでございます。

○大森委員 中小企業が力強さに欠ける、あるいはよくない見通し、日銀の企業短期経済観測調査、いわゆる短観でも、消費先行き不透明とついで先般発表されたわけなんですけれども、こういう状況がどうして起こっているかという点で、これは私も指摘をしておりますけれども、日本経済全体の中で、従業者数、事業所数ではおよそ八割から九割、売上高、出荷額では約五割を占める、日本経済の土台とも言える中小企業の置かれている現状、実態というのが今大変な状態であるということが、やはりこれはまず指摘をされなければならぬと思ひます。

特に、大企業の海外進出、逆輸入を含む製品、部品輸入の激増、産業の空洞化が進行している、こういう産業空洞化という今の日本の経済、産業の根本問題にどう立ち向かうか。きょう議案になつております中小企業創造法改正案についても、そういう中できちんと位置づけられ、そういう立場でこの空洞化にどう対処するかという点からこれは検討されなければならないということ、私は大いに強調するわけなんですけれども、先月、特定産業集積活性化法案、この質疑の中で我が党の吉井委員は、大企業の海外進出、輸入の激増の問題を取り上げたわけなんです、きょう私は景気との関係、投資との関係でお伺いしたいと思います。

まず、製造業の設備投資実績についてでありまして、特にバブル崩壊後の九二年以降、大企業、中堅企業、中小企業の規模別の設備投資実績、製造業についてお伺いしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 お答えを申し上げます。平成二年度以降の我が国の設備投資でございますが、いわゆるバブル崩壊後、景気低迷の影響を受けてまして大幅に減少したわけでございます。特

に平成五年度におきましては、前年度に比べまして大企業で二〇・七％減、中堅企業で二四・〇％減、中小企業で二四・四％減ということで、四、五、六というところが対前年同期比で設備投資が大変落ちているわけでございます。特に平成五年度、これはボトムになった年でございますけれども、そういうことでございます。その後でございますが、累次にわたる経済対策、企業におけるストック調整の進展とリストラ努力による収益の改善、そういった効果も出てまいりまして、平成七年度以降は大企業、中堅企業を中心に設備投資は増加に転じております。

ただ、中小企業につきましては、最近の数字におきましても大企業ほどの設備投資の回復の力強さには欠けておるといふことでございまして、業種ごとの跛行性、そういったような影響がまだ残っております。全体の景気回復の中でそういう要素を残しておるといふことでございます。

○大森委員 今お答えのとおりで、その点については二月の予算委員会でも、我が党の志位書記局長の質問に対して、橋本総理もこのようにおっしゃっているのですね。「従来景気がある程度回復の局面に向かうと必ず中小企業の皆さんが持ち前の創造力と行動性を生かして前に走り出す時期があった、今回まだそれが見られない」、こういう形で七〇年代、八〇年代の景気回復期における中小企業の設備投資と今回の違いについて明確な認識を示しておられますし、これは佐藤通産大臣も同様のお考えだろうと思えます。

それではなぜ、今まで、七〇年代、八〇年代の回復と比べて今回は中小企業の立ち上がりがおくれているのかという問題でありますけれども、この点ほどのようにお考えになっていられるのでしょうか。

○石黒政府委員 お答え申し上げます。

従来、景気回復局面におきまして、中小企業の設備投資の先行性といえますが、景気回復に向かうないうちに、中小企業がまずその機動性といえますか、あるいは、設備自体はそんなに大きく

ないものから入りますので、小回りがきくということもございまして、そういうことからどんどん出ていって、その後大企業の大型の設備がどんと来るというような流れで来ていたことは事実でございます。今回そういう現象がないという認識は、私も昨年白書でも分析をしているところでございまして。

その理由についてはいろいろあるのだろうと思えますけれども、学問的に申し上げるのは別にいたしまして、私も中小企業の方々といろいろお話をしている過程で感じられますところを一つ、二つ申し上げますと、やはり、日本経済がこれからどうなるのかということについて、長い間の景気低迷ということもありましたけれども、単なる景気循環の問題ではなくて、日本経済全体の先行き、先ほど委員が空洞化というの御指摘なさいましたけれども、そういうことも踏まえながら、先行きについて非常にヘジテートしているといえますが、ちゅうちょしている面があるといふのが一番大きいのではないかとおもうに思っています。

○大森委員 そうだと思っております。先ほど紹介した予算委員会での答弁に続いて、橋本首相は、「その要因というものは幾つかあると思えます。パブル崩壊後の不況という面だけではなく、大手企業の生産拠点が海外に移転し、その結果として従来の取引先を失い、新たな取引先を発掘できないといった状況の産業もありましょう。」という形でこの点の確に答弁されております。

今の長官のお話にもあった中小企業白書でも、長期にわたる設備投資が低迷している四つの要因を指摘をされているわけなんです。その中で、「加工組立型産業における下請分業構造の変化が設備投資の先行性にも影響を与えている」という形で、電機それから輸送機械の二大部門を挙げて具体的にその状況等も指摘をされ、下請分業構造に変化が見られることなどが影響しているという形で指摘をされているわけなんです。

びリストラが原因で今日のような状況が生まれ、さらに中小企業と大企業との収益力の格差も生まれているのではないかと思っています。こういう認識は共通できると思うのですが、いかがでしょうか。

○渡辺(修)政府委員 先ほど来の御説明、さらには中小企業庁長官の答弁、その他総合的に判断いたしまして、大きく業種別跛行性及び地域別跛行性が出てきているということでございます。その要因は、おっしゃる通りに、メガコンベンションの中での海外投資がふえておる、そういった要素も一つの要素だと考えられますし、他方また、中小企業の中でも、製造業にしましては、これはいろいろな統計がございます。日銀短観によるとマイナスになっておりますけれども、既に幾つかの民間あるいは通産省の調査によりまして、中小企業の製造業においてはプラスに設備投資が伸びてきておる統計もございまして。

そういうことで、結論から言うと、製造業については、中小企業についてもここに来て景気の、設備投資の動向がかなりよくなってきていると思っております。ただ、小売業を中心としまして、商業部門、この辺が、これは全国展開しております地域の影響もあるのだと思っております。いろいろ思わしくない点がございますが、業界の中においても幾つかの職種により跛行性が見られる、こういう状況でございます。

ただ、全体で見ますと、そういう問題を抱えながら緩やかな回復を示しておるといふのは、冒頭から大臣から御答弁したとおりでございます。○大森委員 先ほどの日銀短観でも、とりわけ非製造業については悪化と、見出しでも大きくこれは報道しているわけなんですけれども、ここで海外展開の状況について具体的にお聞きをしたいと思っております。

機械が三・五から二三・九と、物すごい高まりを見せているわけなんです。

そこで、これを品目別に見ると、さらにこれははっきりしてきていると思えます。例えば、電子レンジ、カラーテレビ、VTR、これを台数ベースで海外生産比率を比較するとどうなるか。九〇年と九五年の比較でお示しをいただきたいのですが。

○中川(勝)政府委員 お尋ねの品目につきまして、公式の統計数字はございませんので、業界の統計資料によってお答え申し上げます。カラーテレビでございますが、九〇年の海外生産比率六〇％、九五年が八二％でございます。電子レンジは、九〇年が四五％、九五年が七二％、VTRは、九〇年が一九％、九五年が五六％となっております。

○大森委員 とにかく、答弁があったように、カラーテレビが八割以上、電子レンジが七割を超え、VTRも六割近いというような状況で、ついでに輸入浸透度で申し上げますと、カラーテレビが六三％、電子レンジが二五％、VTRも三三％と大きくなってきているわけです。加えて、海外生産比率で、自動車では九〇年一八％が九六年三二％と、いずれも急速な伸びを示しているわけです。

今回の創造法の改正案が出されたということ、私も川崎市に先般伺って、いろいろ機械製造関係の業者の皆さんのお話を聞いたり、それから、神奈川県当局のお話も伺ってまいりました。東京の大田区、あるいは東大阪と並んで、この地域というのは電機、自動車関係の集積地域ということになっていくわけなんです。こういう今申し上げたような状況が本場に集中的にこの地域にもあらわれております。大体、今、神奈川県全体で見ても、製造業の実情というのは、これは大変な状況なわけなんです。

た。この中小企業創造法にかかわる予算もそうなん

ですが、とりわけ中小企業予算、これは、私も、昭和三十八年からずっと統計をとってみまし

たけれども、一般会計に占める中小企業予算の予算

全体は、過去、最高で〇・七〇%というときもあ

るわけなんです、年々このところ減りまして、

今日ではこの昭和三十八年以来最低の〇・二四%

になっている。創造法の関係の予算とともに、中

小企業関係の予算をもっと土台として大きく広

げるために、関係の皆さんの大いなる努力を要望

して、質問を終わりたいと思います。

一言、大臣の御見解を伺いたいと思います。

〇佐藤国務大臣 予算のお話でございますが、確

かに中小企業予算は、平成九年度で千二百四

十七億というふうに変少ない額でございますが、

しかし考えてみると、この中小企業対策とい

で、まず政府系の公的な金融機関に頼りたいとい

うのが地元においても実情なんです、なかなか

これまたいろいろ難しい面がございます。

そういったことで、これまでの政府系、公的な

金融機関における融資実績といえますか、そう

いったものについてまず政府委員からお聞きした

と思います。

〇田島政府委員 起業家精神に富むベンチャー企

業に對しまして政策支援が極めて大切だというこ

とは、私も強く認識をいたしております、従

来からいろいろな支援策を講じてまいっておるこ

ろでございます。

融資につきましては、中小企業金融公庫等に

おきまして、担保徴求の特例、弾力化といいま

す。低利の地域中小企業活性化貸付制度などを設

とは河内木綿の加工、そういったところぐらいま

で繊維関係もさかのぼるようになっておりますが、

そういったところから、染色であったり、さらには

蚊帳であったり、そういったものをさらに応用し

ていって、靴下産業などという、これはなかなか

大きな産業になっております。これを縫って

いく、靴下の編み機ですね、そういった関係でも、

シームレスのストックキングをつくる機械、すばら

しいものができたりというふうなことでございま

す。

そういった企業家の方々に、創業の時期の非常

に苦しかった苦労話などを聞いておきますと、銀

行というのはとにかく晴れるときに傘を持ってき

てくれる、雨が降ったら全然貸してくれない、こ

ういうふうなことで、非常に苦労をされてきてお

例えばこの方は、今を時めく孫さん、ソフトハウ

スというのですか、一番最初から御支援され、相

談に乗って来た、こういうことを時々お伺いする

わけでございます。

そういう話を聞いておいても、ベンチャーを支

援していくというのは、もちろんこの金融関係と

いうのも重要でございますが、何といつてもそ

ういう事業家を見出し、そしてまたいろいろな面

でサポートしていく、いわゆるエンゼルなのであ

りましょう。リードエンゼルであったりサポート

エンゼルであったり、その役を果たす人たちが

非常に重要であり、その人たちがブレイし得る

市場といえますかマーケット、そういうものが

非常に重要になってくるのだらうと思うのです

ね。

したがって、今御提案になっているこの法改正

の中で、直接投資の場を広げていこうということ

で、まことに結構かと思えます。これはその市場

によってベンチャービジネスがそういうベン

チャーキャピタルを呼び込むことができるという

以上に、そういう市場を整備していくことによ

って、いろいろな支援するエンゼルがここへ登場

してくる。むしろその重要性というのが非常に大

きいのではないかなと思っております。

私の地元の先輩方、あるいは後援者の中にも、

自分の代で自分の企業はもうこれ以上さらに新

な展開をするところまではちょっともうファイ

トもない、後継ぎも、せっかく頼りにしておいた

が、都会の、東京あたりの大企業に就職してし

ま、ちゃんと自分の会社から後を継いでくれ

るのはおるのだけれども、資産を全部つぎ込んで

どうこうというところまでのファイトもない、し

かし起業家意識はあるというふうな方は結構い

るわけでございます。そういう方々をいかにブ

レイヤーとして引く張り出すか。パブルのときに

随分といろいろな投機をされた。あれは多分金も

うけをしたというだけで踊ったのかなというふ

うな気もするですね。いろいろその後話を聞い

ていると、いろいろなプロジェクトに夢をかけ

て、ひとつ乗ってやろうというような投資家も随分おられた。それがああいうことになった。

私は、日本の企業家の持つている、新しい創造的なビジネスをやっている、あるいはそういうことをやっている人たちに期待をかけようという気持ちはまだあると思います。そういった意味での市場というものが随分重要である、こう思います。

当法案によりまして、いろいろ考えておられるわけですが、まだ店頭に上場する前のベンチャーに対してエンゼルのいかに見つけてくるか、そしてそれをどういうふうな支援するか、損金算入等を三年間考えようとか、こういうこととありますが、そういう今言っていた市場を整備するとともに、アーリーステージ、創造期におけるベンチャーキャピタルを呼び込むと同時に、それが各段階を経てなるべく早く店頭公開に持っていくように、何だったですか、何とか市場、店頭市場の中でも特にそういう配慮もなされているやに承知はしているのですが、そういった店頭、さらにはちゃんと上場していくというそのプロセスを想定して、各ステージで多くのベンチャーキャピタルなりあるいはエンゼルの引つ張り出せるような、そういった市場整備というふうな観点においてどういうふうな考えておられるのか、政府委員の方にお聞きをいたします。

○渡辺(修)政府委員 ベンチャー企業を育成していく上での大変幅広い観点からの御提言でございました。まことにいづれも私も極めて重要だと思っておる方向と軌を一にするわけでございます。御案内のように、アメリカにおきましても、エンゼルの言われるものというのが、経営コンサルタントだったりあるいは技術コンサルタント、公認会計士、弁護士、こういったようなお金を投資をするエンゼルのと同時に、ベンチャー企業を育てていく上で大変立派なアドバイザーになり、その経営に場合によれば参画していく、こういったようなことで育つていっているというのがまさにその一つの典型でございます。

私どももいたしましたが、今お話ございましたように、今度の法案によってエンゼル税制を新たに創設いたします。アメリカに見られるようなエンゼルの全国からしっかりと募っていきなさいと思いますし、その過程で、お話がございました店頭市場、さらに、その中で特にベンチャーにふさわしいような、店頭特別市場と我々呼んでおりますけれども、こういったものも整備していきなさい。このための関係各省との規制の緩和その他も進めておるところでございます。

特に、今先生のお話のあった経営アドバイザーといいますが、そのベンチャーを育てるところでネットワークをうんとしっかりとつくりなさい、そればかりじゃなく、それは全く同感でございます。私どももいたしましては、午前中にも申し上げましたけれども、出合いの場をつくるということのほか、例えば一、二例を申し上げます、人材サポートセンターというので、ベンチャービジネスにいろいろなお金を出してあります。V E C というのがございますけれども、そこに大企業を退職した、経営ノウハウをしっかりと持っている人のデータベースをつくりまして、そういう人を登録しておいて、必要な場合にそこにどんどん派遣する。

あるいは、産業基盤整備基金というのが政府関係機関でございます。そこに全国の大学や民間企業における技術者、研究者あるいは市場専門家、そういったような者の所在とそれぞれの得意とする分野のデータベースをつくっておきまして、これは約三千人ぐらい全国で今つくっておるわけでございますが、このうち約五百人ぐらいをインターネットに全部入れ込んでおまして、既にこれについては、そういう意味でアドバイザーを求めようとするベンチャー企業からインターネットでそれぞれコンタクトがあるようにございませう。そういったような、緒についたところでございませうけれども、おっしゃるような御指摘、我々必

要性は十分わかっておりますので、さらにこれを充実させていきたい、このように考えておるところでございます。

○前田(武)委員 そういったネットワークということにおいては、例えば私どもの地元でも奈良工業会というのがあります、そういうところで盛んに創造的な企業主の方々が集まっています。そういうの流とか、いろいろやっておられます。そういうのをさらに、最近発達したインターネット等コンピュータネットワークに乗せてやっていくということも通産省渡辺局長のお話では今支援されている、まことに結構かと思っております。

さらに、時代はどんどん動いて、よく言われるシリコンバレーのスマートバレーですか、これなんかは、あるいはちょっとこのネットワークを包含するような、もっと幅広いものかと思っております。一種のデジタルコミュニケーションの概念だろうと思っております。そのぐらいの広がりを持っているわけでございますが、なかなかこういうものを利用するにはベンチャーの方々はまだしづらいたころもありません。そういった意味では、ぜひ通産省のそういった面でのきめ細かい指導が必要かと思っております。

時間が参りましたので、最後に通産大臣に、とにかく創造的な中小企業がいかにどんどん元気に育つていただくか、そのためのベンチャーキャピタルをどう呼び込むか、そのためのエンゼルのいかに幅広くブレイヤーとして市場にのせていくか、そういった観点から大臣の御決意をお伺いし、終わります。

○佐藤(國務)大臣 このベンチャー企業は、良質な雇用の機会を提供する、また経済活力、そうした担い手でもある。産業の空洞化の懸念、高齢化の進展による経済活力の低下、こういう懸念を払拭するからということで、今日では大変重要な課題だということ認識を持っております。

これのいわゆる育成方法ということでございませうが、これはきょうの御審議も通じていろいろアイデアというふうなもの、アイデアと言っ

たら失礼かもわからぬが、いわゆる御提言がございました。それれもつてもございませうし、またこのこと自体が歴史的に見てもアメリカの方からの導入というふうな、経緯に関してどうでございますので、やはり日本に定着したような育成の仕方をしなければいけない、こう思っております。

今説明がございましたように、やはり企業をつくり育てるといふものは、何といたしても資金とそれから技術と人材、これが三要素だと思っております。そういうことで特にベンチャーという、技術は持っているし、またなかなか人物はしっかりと持っているが、金がない、こういう人たちにどうやって資金を生み出すかということこのエンゼル税制というものがございませうが、同時に、店頭特別市場の創設だとかストックオプション制度の導入、こういうものをしていって総合的に支援してまいりたい、こう思っております。

それで、私の方といたしましては、このこと自体がやはり昨年の閣議決定いたしましたプログラムのの中に入っておりますので、この着実な実行を通じてこうしたベンチャー企業を含める新規産業の創出、このための環境整備ということに全力を尽くしたい、かように考えております。

○前田(武)委員 終わります。

○武部委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○武部委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、中小企業の創造的職業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武部委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武部委員長 次に、内閣提出、電気事業法の一部を改正する法律案を議案として提出いたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。佐藤通商産業大臣。

電気事業法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤通商大臣 電気事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

環境影響評価につきましては、内閣総理大臣の諮問を受けた中央環境審議会の本年二月の答申において、法律に基づく制度を創設するとの方針及び発電所を含め例外なく本制度の対象とする等新たな制度が備えるべき基本原則が示されたところであり、

一方、発電所につきましては、過去二十年間、通商産業省議決定に基づく環境影響評価が実施され、これまで世界最高水準の環境保全対策の実績を上げてまいりました。こうした背景を踏まえ、本年二月の電気事業審議会の報告において、中央環境審議会の答申を尊重することが必要であるとした上で、電源立地の円滑化のためには引き続き環境の保全に万全を期すことが不可欠であるとの見地から、発電所については、これまで行ってきた環境影響評価の仕組みを踏襲することを基本とすべきであるとの提言が行われたところであり、

このため、発電所を環境影響評価法の対象とした上で、各事業に共通する一般的な手続については同法案において規定するとともに、発電所に固有の手続については電気事業法において規定することとし、環境影響評価法の提出とあわせて、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、環境影響評価に関する特例を規定することとしております。

発電所に係る環境影響評価手続の各段階において、国が審査を行い、必要な事項について勧告または変更命令を行う等所要の特例措置を規定することとしております。

第二に、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、発電所の工事計画の認可要件として環境影響評価に従ったものであることを新たに追加すること等を規定することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○武部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

電気事業法の一部を改正する法律案

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)」を「第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)」とし、「第二款の二 環境影響評価に関する特例(第四十六條の二―第四十六條の二十一)」に改める。

第一条中「あわせて公害の防止を」及び「環境の保全」に改める。

第三章第二節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価) 第四十六條の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法律第...)

号 第一条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という)その他の手続については、同法及びこの法の定めるところによる。

(簡易な方法による環境影響評価) 第四十六條の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二條第三項に規定する第二種事業に該当するものをしようとする者は、同法第四條第一項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について通商産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を、通商産業省令で定めるところにより、記載しなければならない。

(方法書の作成) 第四十六條の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二條第四項に規定する対象事業に該当するもの(以下「特定対象事業」という)をしようとする者(以下「特定事業者」という)は、同法第五條第一項の環境影響評価方法書(以下「方法書」という)には、同項第四号の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。

(方法書の届出) 第四十六條の五 特定事業者は、環境影響評価法第六條第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を通商産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等) 第四十六條の六 特定事業者は、環境影響評価法第九條の書類には、同条に規定する事項のほか、同法第八條第一項の意見についての事業者の見解を記載しなければならない。

2 特定事業者は、環境影響評価法第九條の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての都道府県知事の見解) 第四十六條の七 環境影響評価法第十條第一項の都道府県知事の見解であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者は併せて通商産業大臣に対し、同項の見解として述べるものとする。

2 都道府県知事は、環境影響評価法第十條第一項の見解であつて特定対象事業に係るものについては、同条第三項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九條の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。

(方法書についての勧告) 第四十六條の八 通商産業大臣は、第四十六條の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十條第一項の都道府県知事の見解を勧告するとともに、第四十六條の六第二項の規定による届出に係る同法第八條第一項の見解の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六條の五の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができ、

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告又

は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)
第四十六条の九 特定事業者は、前条第一項の規定による報告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項の意見を勘案するとともに同法第八条第一項の意見に配慮するほか、その報告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

(準備書の作成)
第四十六条の十 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項の規定による報告の内容を記載しなければならない。

(準備書の届出)
第四十六条の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十五条の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)
第四十六条の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての関係都道府県知事の意見)
第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の關係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者が替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての報告)
第四十六条の十四 通商産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の關係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第

十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な報告をすることができ

る。
2 通商産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境庁長官の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。
3 通商産業大臣は、第一項の規定による報告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による報告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の作成)
第四十六条の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による報告があつたときは、環境影響評価法第二十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第一項の意見を勘案するとともに同法第十八条第一項の意見に配慮するほか、その報告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

2 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の環境影響評価書(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項及び前条第一項の規定による報告の内容を記載しなければならない。

(評価書の届出)
第四十六条の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を通商産業大臣に届け

出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

(変更命令)
第四十六条の十七 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)
第四十六条の十八 通商産業大臣は、前条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境庁長官に送付しなければならない。

2 特定事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、環境影響評価法第十五条に規定する關係都道府県知事及び關係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

(評価書の公告及び縦覧)
第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七条の適用については、同条中「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは、「電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知を受けた」と、「評価書」とあるのは、「当該通知に係る評価書」と、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」とあるのは、「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第一項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

(環境の保全の配慮)
第四十六条の二十 特定事業者は、環境影響評価法第三十八条第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

(環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替等)
第四十六条の二十一 この款に定めるもののほか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替その他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(環境影響評価法の適用除外)
第四十六条の二十二 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二条から第二十六条まで及び第三十三条から第三十七条までの規定は、適用しない。

第四十七条第三項に次の二号を加える。
四 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つてい

ものであること。
五 環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業(特定対象事業を除く。)に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号(同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられたものであること。

第二百二十二条第二号中「第三十五条の下に」又は第四十六条の十七第一項を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る事業用電気工作物については、この法律による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)第三章第二節第二款の規定は、適用しない。

2 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第四十七条第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る工事の計画の変更に関するものについては、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

3 旧法第四十八条第一項の規定による届出であつてこの法律の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出であつて環境影響評価法附則第三条第一項又は第三項の規定により同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る工事の計画の変更に係るものについての新法第四十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「前条第三項各号」とあるのは、「前条第三項各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価法に關し所要の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員会議録第九号

平成九年四月十一日

平成九年四月二十二日印刷

平成九年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D